

会

議

午前10時 0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

発議第4号。令和3年9月14日。

下田市議会議員、滝内久生様。

1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置について。

1市3町の広域ごみ処理計画に係る調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、下田市議会議員、佐々木清和。

賛成者、同じく、矢田部邦夫。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時06分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、佐々木清和議員より提出されました発議第4号 1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置について、議案の追加申出があります。

この際、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第4号を日程第4の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第4号は、ただいま配付いたしました議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 日程により、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 改めまして、おはようございます。

議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開きください。

初めに、提案理由でございます。

令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の地域指定を受けたことから、同法に基づく支援措置の適用を受けるため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする下田市過疎地域持続的発展計画を定めるものでございます。

計画の内容につきましては、議案説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、議案説明資料の13ページをお開きください。

計画策定の趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されました。この法律の第2条の規定に基づき、過疎地域の要件に該当する過疎地域をその区域とする市町村が公示され、これにより下田市も引き続き過疎地域として指定されることになったものでございます。この地域指定を受けまして、制度を活用した本市の持続的発展に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づく、過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

次に、計画策定の根拠について御説明申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条では、市町村は、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされており、策定について法的な義務づけがあるものではないです。しかし、今後、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合において計画の策定が必須条件とされていることから、今回新たに計画を策定することとしたものでございます。

14ページをお願いいたします。

計画策定につきましては、静岡県過疎地域持続的発展方針、静岡県過疎地域持続的発展計画、第5次下田市総合計画等との整合性を図りながら、下田市過疎地域持続的発展計画（令和3年～令和7年度）の策定を行ってございまして、資料の14ページの図の位置づけとなっております。

15ページをお願いいたします。

下田市における策定方針でございますが、法の趣旨を基軸とし、資料記載の計画との連携や整合性を図りながら策定を進めるものとしたいたしました。本計画の策定は、記載の各種計画と調整を図りつつ、第5次下田市総合計画に掲げた将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現を目指すことを基本的な方針といたしてございます。

そのため、総合計画の基本理念の下で示した4つのまちづくりの柱、ア、美しく生活しやすいまちをつくる、イ、郷土への誇りと愛着を育むまちをつくる、ウ、人が集い、活力あるまちをつくる、エ、安全・安心なまちをつくるに沿って事業展開を図るものとしたいたしました。

これに加えまして、今回の計画の策定に当たりまして、総合計画に定める将来都市像、基本目標を基盤とし、3つの重点方針、16ページをお願いいたします、ア、時代の流れを力に とし、Society5.0や5Gなど、新しい時代の動きを取り込むこと、イ、つながる下田として、関係人口の創出・拡大による人の流れを生み出すこと、ウ、新しい未来として、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革など新しいライフスタイルの確立や新しい価値の創出を図ることを定め、過疎地域からの脱却に向けた方向性を提示しました。

計画の基本構成は、総務省通知、過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等の取扱いについて及び過疎地域持続的発展市町村計画作成例の送付についてに基づくものとし、静岡県過疎地域持続的発展方針、静岡県過疎地域持続的発展計画の構成との整合を取りつつ策定をいたしました。破線の囲みのおり、1で基本的な事項を、2から12で施策区分ごとに現況と問題点、対策、計画等をそれぞれ記載する構成でございます。

前計画との構成上の変更としまして、17ページをお願いいたします、1、基本的な事項では、新たに地域の持続的発展のための基本目標及び計画達成状況の評価の項目が追加となっており、計画のPDCAの実践に向けた計画の数値目標及び進捗管理の手続が記載されています。また、2から12の施策区分におきましては、従来の区分構成に加え、近年の社会・経済情勢を反映し、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、再生エネルギーの利用の促進が新たに項目として追加されています。

18ページをお願いいたします。

計画の期間でございますが、社会情勢の変化への対応やPDCAサイクルを踏まえた計画の見直し等を実施するため、法期限である令和13年までの中間年を目標に、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

それでは、別冊でお配りしております下田市過疎地域持続的発展計画を御用意願います。

計画書、順を追って概要を説明させていただきます。まず、1ページから3ページにつきましては下田市の概況を記載しております。続きまして、4ページから5ページ、人口及び産業の推移と動向を記載しております。5ページから8ページには行財政の状況を記載させていただいております。9ページには地域の持続的発展の基本方針、10ページには地域の持続的発展のための基本目標、11ページには計画達成状況の評価、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合といたしまして、基本的な事項をまとめさせていただいております。

施策区分ごとの方針でございますが、施策区分ごとに現況と問題点、その対策、計画の順に整理をしております。13ページ、14ページに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成として、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を記載しております。15ページから22ページに産業の振興として、農業、林業、水産業、商工業、観光業、地場産業の振興、企業の誘致、起業の促進を記載しております。23、24ページに地域における情報化とし、電気通信施設等情報化のための施設、住民の情報活用を記載しております。25ページから29ページに交通施設の整備、交通手段の確保として、幹線道路、市道、農林道、海上交通ネットワーク・港湾、公共交通に関して記載をしております。30ページから35ページに生活環境の整備として、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防・救急施設、防災・防犯施設等、公営住宅、水道水源保護を記載しております。36ページから40ページに子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、次世代育成支援、高齢者の介護・保健及び福祉、障害のある人の支援、福祉活動の支援を記載しております。41ページ、42ページに医療の確保として、診療施設、新型コロナウイルス感染症対策を記載しております。43ページ

から47ページに教育の振興として、学校教育関連施設、集会施設・体育施設等を記載しております。48、49ページに集落の整備として、コミュニティ及び交流活動施設について記載しております。50、51ページに地域文化の振興等として、地域文化振興施設、歴史伝承事業を記載しております。52、53ページに再生可能エネルギーの利用の推進として、再生可能エネルギーの活用検討を記載しております。これらにつきまして計画としてまとめ、掲載しております。最終54ページには事業計画のうちソフト事業であります過疎地域持続的発展事業分を再掲してございます。

計画策定の経過でございますが、本年度4月より、静岡県との調整や庁内での検討を踏まえ、7月21日、計画原案を決定、7月26日よりパブリックコメント及び静岡県との事前協議を実施しました。8月24日、パブリックコメントを終了し、提出の意見はゼロ件でございました。8月26日、計画の最終案を決定し、8月27日、静岡県と正式な協議を行っております。この後、静岡県のほうから正式な回答を得まして、計画案として今回、議会のほうに上程させていただいたところでございます。

今後でございますが、本定例会におきまして市議会の議決を得られましたら、下田市過疎地域持続的発展計画として国、総務省へ提出する予定としております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第43号 下田市過疎地域持続的発展計画についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） この計画の策定に当たって、主に県と市の協議というような御報告がありました。市民であったり、市民または各団体等の代表者が集まるような委員会、検討会等でのこの計画に対する審議があったか、お尋ねしたいと思います。

2点目でございますが、議案説明資料の16ページ、上段にございます、この計画の重点方針として、過疎地域からの脱却実現に向けた施策という表現がございます。一方、この特措法の目的、前文の1条においては、過疎地域の持続的発展といった言葉がございます。下田市は過疎地域として持続的に発展していくことを目指していくのか、それとも、この説明資料にあるとおり、過疎地域からの脱却を目指していくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） まず1点目でございます。住民の皆様等、関係団体等からの意見聴取ということでございます。今回の計画の策定におきましては、基本的に市の現況等の分析の中で、人口減少ですとか少子高齢化、地域の経済の低迷等の課題が過疎地域の問題として整理をされるところでございますけども、これらにつきましては昨年、あるいは一昨年策定をいたしました市の総合戦略、あるいは総合計画においても課題としてはすみません、全く同じ課題を抱えているという中で、過疎地域として特別改めて課題の整理ということではなく、その計画で整理をした課題の流れを過疎計画に生かすということで進めてきたところが1点でございます。

あとちょっと、今回、令和3年の4月の法の施行の中で、実際、国のその通知から、実際に国の通知が示されたりした中で、自主的にその策定の作業が入られたのが6月ぐらいが作業の開始にならざるを得なかったところもありまして、先ほどのことと併せて、現況の課題の中で計画については策定を進めてきたところがございます。

2点目につきましては、当然、今回の計画の策定におきまして、脱却、持続的という用語について検討したところがございます。前回の過疎計画におきましては、自立促進という言葉を使っております。今回の新しい新法におきましては、持続的発展という言葉で、用語として変化をしてるところがございます。そうした中で、最終的にはやはり過疎地域からの脱却を目標とすべきであろうというところはありませんけども、国の審議会等の検討の経過、あるいは市の中におきましても持続的な発展を続けた成果として過疎地域からの脱却を目指したいと、そういうシナリオで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 将来的な過疎地域からの脱却を目指したいという御答弁をいただきました。それに関しまして、すみません、発展計画の本冊の10ページに関連しての御質問になります。人口に関する目標、またイでは財政力に関する目標ということで、過疎地域の要件と全く同じ事項に対する目標の記載がございまして、過疎地域の要件の中では、人口減少率、また高齢化比率、若年者比率、そして財政力指数ということで要件の基準数値が定められておりますが、そういった数値がこちらの目標に記載がないというところで、本来、脱却を目指すのであれば、将来的に財政力指数を、これですと0.51以下のところを将来的には0.52であったり、0.53というような目標の定め方が適正かなと考えますが、あえてこの財政力指数の数値と人口減少率の数値、高齢者比率、若年者比率の記載がないことについて御質問をさせ

ていただきます。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 今御指摘いただいた10ページ、K P Iの関係になりますけども、こちらにつきましては、先ほどもお話をしたとおり、先行して定めております総合計画、あるいは総合戦略におきましても、今回K P I、目標数値を定めているところがございますので、ある程度、今後の継続した総合計画等との連携した中での成果の確認等を行うために、できる限り、総合戦略とか総合計画に載っている数字をこちらについても使用させていただいたということで、今回の数字を使ってるというところがございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 過疎地域持続的発展計画につきましては、下田市につきましては非常に幅の広い課題と問題を突きつけられているんだろうと思います。よって、これを脱却、あるいは発展的に少しでも上向き、あるいは幸せな方向に向かうという地域づくりが目指されるわけなんですけど、さきの地方総合戦略のときもそうでしたが、それから総合計画策定についてもそうですが、いずれにしろ、今回の計画についても外部委託というふうな作成でなってるんだろうと思います。ネット等で調べますと、過疎地域のこういった計画書そのものが中小の自治体におきましては75%絡みが外部委託という調査結果が出ております。下田もそのうちに入るんだろうと思うんですけども。そうしたことが災いしてといいますか、1つの原因は、やはり自分が何であるかが分かっていないと、下田市が。下田市がどういう状況なのかが分かっていないことが最大の原因だろうと思います。

例えば、少し大きな都市部になりますと、自己の経済的状況分析を基にした計画が時折策定され、発表されておりますが、80ページから100ページ絡みの自己分析の経済統計、生活統計が全部出ております。もちろん人口統計も入ってるんですけども、なるほどという部分でデータを駆使しながら計画がつくられております。

しかしながら、今回もやはり過疎の有利な恩恵を受けるという部分については、私は全く反対いたしませんけども、こちら辺でどっかで少し削りながら、痛みをつくりながら、発見しながら課題を潰していくという姿勢を出していただきたいと思うんですけども、例えば、人口問題を取りましても、大きく誤解されてる問題につきましては、人口が増えれば所得が増える、地域の総合力が増えるというところでもない勘違いが時折聞かれます。例えば下田市の場合、ここに2045年の人口統計が1万747名、出ております。これは現在、全国の1,741の自治体の

中で29番目、もうトップレベルの人口減少率でございます、ほぼ半分以下ですね。一方で、今回の計画の中では、出生率が30%も大きく見積もられ、期待されてるわけです、76名が100人までベビーが産まれるという期待感があるんですけども、正反対の数字がここに見て取れるわけです。果たして期待の課題差がまたまたここで出てしまうと、結局、これをつくただけで経費では済まない。やはりこれにそれなりに沿ったものが、出費も人件費もかかっていくという部分で、現実の対応すべきものにエネルギーがそがれるという結果が負のスパイラルみたいに続いているわけですね。

よって、例えば1つの裏づけとして、下田市の活力を見る場合に、今申し上げた人口減が1万700人になるに従って、現在の生産付加価値をつくっている人口は6,800人と今、ここに掲載されておりますけども、これが4,000人まで減ります、いわゆる労働人口ですね。高齢者が8,800人から6,000人まで減るんですけども、さらに大きく下回っていくのは生産性労働人口が1万人から4,000人まで減ります。6,000人減るんです、60%。こうした中で、出生率だけが逆に30%も増えるということ、これもいかにしろ、私も期待はいたしますけども、あまりにも無謀な計画自体がこの中に盛り込まれているんだろうという気がいたします。これ、また委員会で少し具体的にやっていきたいと思っておりますけども。

そういったものへのちょっとした計画の不信が随所に見られるという部分は幾つもございます。エネルギーの問題もそうです、再生エネルギーも。これも総合戦略の中で1行しか載っかってなかった。林業についてもそう、水産業についてもそう。こうしたものをまとめた中で脱却できるのかという部分が真っ先に今、考えがあります。

その辺を少し課長さん、どういうギャップを抱えてるのか、苦しいだろうと思うんですけども、お考えをお聞かせ願います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） まず1点目の外部委託でないかという御指摘なんですけども、今回の過疎計画については自前でつくっております。前回は自前で、今回も自前でつくっておりますので、一切委託等の費用は発生をしておりません。

これにつきましては、先ほど江田議員の質問にも答弁させていただきましたけども、基本的には総合計画、総合戦略の課題整理、事業の整理が過疎計画においてもほぼ使えるという前提の中で、職員による庁内の検討を重視して進めてきたところがございます。

当然ながら現在、全国的にも人口としては減少局面に入っておりますし、ニュースによりますと、世界規模でも減少局面が予想されるという、そういう状況の中で、今回、過疎法の

更新におきましても、全国で800ほどの指定があるんですけども、その中で今回、その法の基準の改正によって過疎から抜けた市町村についても人口の増というところではなくて、要は人口の減少率が少し落ち止まったところが新法において適用除外になったというような形で、基本的な減少局面はもうやむを得ないものというふうに思っています。

そういう中で今回、過疎計画を新たに国のほうでも従来の項目から移住ですとか、移住・定住とか、関係人口とか、そういったところの新しいキーワード、情報化等の新しい施策が盛り込まれておりますので、ある程度、人口については、決してすみません、減っていったいいいという、そういう認識は持っておりませんが、減少率をとどめるための施策について重点的に実施をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

出生数につきましては、今回、KPIとして定めた中には、総合計画、総合戦略のKPIとのちょっと整合性もございまして、この過疎計画だけ、ちょっと特に動かすこともなかなか難しい中で設定をさせていただいております。もともと十数年前、200人とか、そういう出生数があった中で、ここ数年、100人を切ってしまう状況が続いているところもございませぬ。そうした中ですが、極端に出生数が20とか30とかというところまで落ちてるわけではございませぬので、それにつきましては押しとどめるような施策を目標値として掲げさせていただいて、それに向けていきたいというところでございます。

エネルギーの関係は、今回改めて特出しで計画としても出ております。下田の場合、なかなか太陽光ですとか風力、洋上も含めた風力ですとか、なかなか下田市の姿勢として積極的にいけるものといけないものが当然あるかというふうに思いますので、そういう中で全国的な流れとしての再生エネルギー等の導入というものは視野に入れつつ検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 非常に苦しいのはお互いさま、分かります、分かりますけれども、いつまでも同じことを繰り返していると、どっかでやっぱり弱い方、弱いところから崩れていくという部分が地方にはあるわけですね。

特に人口の問題の中で、今申し上げたように、2020年に生産年齢人口が1万92人が45年、あと24年ありますけども、4,055人まで減ると、6割減るんですよ、これ生産人口が。そうしたものは恐ろしいほどの減りようだと思うんですが、1つの方法で、先日お話が出ました商品券の問題が出ましたが、3,500世帯が非課税世帯として見積りすることができたとい

うお話をいただきまして、実際に配付できたのは2,022世帯ということなんですが、下田市は1万世帯なわけですね。その中で非課税世帯が3,500件ほどあると。残りが6,500件が働いてるだけではなく、老人、年金をいただいて生活してるわけですね。そうしますと、過疎地域を脱却する、活力を生んでいくという部分が、この計画書の中で果たして、ああ、なるほど、それなら期待が持てそうだなという部分がほとんど具体性がないという思いがいたします。これはまた詳しく委員会でも少し、全部は多分できないと思うんですが。

1つは産業の見直しをしっかりとやり直すと。例えば皆さんが信用してる観光業が果たして本当に基盤産業と言えるのかどうなのか。基盤産業というのは、その地域を潤して、回して、それだけで回していけると、これは基盤産業と普通、経済学で言うんですけども、そうではないという現実があるんだろうと思うんです。旅館等がどんどん倒れていく、閉館していく。それから従業員も臨時ばかり、それが失業保険につながるという、こういう観光業を下田は抱えてるわけですね。そういったところは厳しいですけども、やはり実態調査をしっかりとやっていただいて、ここに盛り込むという部分がそろそろ必要だと思います。これ、私の感想といたしますか、考え方で終わりますけども、また委員会でよろしく願いいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 令和3年の4月1日に過疎地域の適用を受けて、法的には計画をつくらなくてもいいと、しかし、きっちりした計画が必要なんだと、この当局の姿勢はまずもって大きく評価をさせていただきたいと、こういう具合に思うわけです。職員の皆さんの努力を評価したいと、まずこう思います。

しかし、この問題の深刻さ、困難さというのは、パブリックコメントを実施したところ、誰も意見を言う人がなかったと、ここがやはり一番深刻な問題ではないかと。計画が市民ぐるみの計画になっていないということが総合計画も、この過疎計画も最大の欠点だと、こういうことだろうと思うわけです。

この内容を読ませていただきまして、大変そういう意味では、国のモデルというんでしょうか、そういう指示に従って分析をされて、それなりの問題、課題がどこにあるかということは総合計画と同じように明らかにしてるという具合に思います。それをどう解決していくのかということになりますと、今言いましたように、市民の参加がないということは、もう紙に書いた計画だと、極端に言えば、こう言わざるを得ないような欠陥をここに持つてる

と思うわけです。そうしますと、この計画を誰に支えてもらって、どういう具合に実施するんだと、ここが一番の議論しなければならない私はポイントではないかと思うわけです。そういう点で当局としてどうお考えになってるのかと、私と同じような考え方をしてるのかと、あるいはもう計画をつくって、県の協議を済んで、国に出せば、この計画はこれで一区切りですよと、こういうお考えでいらっしゃるのか、その点を第1点、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そうしますと、54ページから55ページの、現在、過疎地域の持続的発展の特別事業としてやってるとするのは、過疎地域になって、財政的な支援や有利な起債ができると、そういうことで事業展開をここで54ページから55ページに進めているんだらうと思うんですけど、そうしますと、これは持続的な発展ではないとは言えませんが、本当にこの過疎からの脱却を目指したもののなのかと、そういうものにつながるものなのかということは、このチェックをしていかなければならないだらうと思うんです。

そういう意味では、ですから残念ながら一時期の理念といいますが、人口が増えて、経済が発展して、豊かなまちになるんだという、こういう考え方に一定の理念上、疑問を投げかけなければならないと。豊かな自然、豊かな生活というのはそういうもののなのかと。そういう根本的な疑問を投げかけて計画づくりをし、この地域で暮らしていこう、産業を興していこうという人たちと行政が手をどう結んでいくかと、こういう形になるかと思うわけです。ですから、そういう意味では私は、このワーケーション事業を三菱地所の大きな企業を呼んで来て、企業の会社の人に来てもらえばいいんだと、こういう国の補助金制度に乗ってやっていけばいいんだというのは、やはり大きなチェックと疑問を投げかけざるを得ないと。果たしてそういう形でいいのかというような思いがするわけです。

具体的な個々の指摘ではなくて、大まかなちょっと分かりにくい議論で恐縮ですけども、そういう思いをしておりますので、担当課長なり、市長なり、御意見があればお答えをいただきたいと思っております。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 今の沢登議員の質問、あえて質問と申し上げると、2点かと思えます。1つは、やはり市民の声をどうこういった計画に反映するのかといったこと。もう一つが、拡大こそ正義だった昔の時代から、この縮小の時代において、下田市はどういう方針を掲げるのかと、こういうことかなと思っております。

まず、市民意見の取り入れについては、議員御指摘のとおり、パブコメをすればいいとい

った、そういったお役所仕事では本来よろしくないと思います。私もパブコメの結果、ゼロだったというのを聞いて、それはやはりこういったものは積極的にうちのほうから、例えばオープンハウスといって、スーパーマーケットに一角を借りて、パネル展示して、こんなことを下田市は考えてますけど、皆さんの意見を下さいとか、そういうふうに広くまずは周知して、そして課題についても、こっちとこっちでは相反するんだけど、あえて今回はこっちを取るとか、こういうふうな意見についてももしっかり提示するべきではないだろうかというふうに感じたところです。

一方で、コロナの中でこうしたことをすることさえも実際にはばかられるという、そういった事情もございました。残念ながら今の法的な環境の下では、しっかりと告示をして、周知をして、それでパブリックコメントにかけるというのは、公的な手続としては一応それでよしとされているということは確かにございます。ですが、それだと議員はおっしゃらなかったけど、多分、よろしむべし知らしむべからずになっていないかと、こういうことじゃないかと思うんですね。やっぱりそれではいけない。これから重要なものについては積極的に開示して、それで御意見を頂戴するというふうに努めたいと思います。今回はそういった反省をすることとなりました。

2点目、拡大こそ正義だった昔に対して、今はおっしゃるとおり、やはり縮小の時代ですので、縮小しても幸せというのはどういうことなんだろうと、そういった新しい社会の形を創造することが求められていると思います。先ほど進士議員からも地方創生のようなお話がございました。地方創生により、弱小の自治体はちゃんと自分たちで頑張ろうじゃないかと、こういうふうなことを言っています。

ちなみに過疎指定の市町村の数というのは、全国の1,700ぐらいの自治体のうちの実は半数ぐらいです。817だそうです。過疎指定されている自治体が全国1,700のうちの800以上あると。その半数の自治体の人口を足し合わせると、全国のどのぐらいになるかということ、8.6%だそうです。つまり、半数の自治体がみんな本当に小さな人口の中でやっている。そして、それぞれが過疎からの脱却を目指してるのか、あるいはにぎやかな過疎というふうな言葉がありますが、私たちのところは過疎であっても幸せなんだという、そういった目標を掲げてるのか。その辺について下田市は、先ほど課長が申しあげましたように、脱却を目指す。それに向けて制度を積極的に活用して、戦略的に事業を打って行って、やがては自立的なまちを目指そうと、こういうことでございます。

申し上げるまでもなく、下田市は歴史的にも有名で、美しい自然でも有名で、そういった

意味では、この全国の過疎市町村の中でも比較的、資源的に恵まれているというふうを考えています。ですから、それをどのようにマネジメントして、そして売り出して、にぎやかにして、そして経済的にもちゃんとできるようにするのかということについて、この計画の方針、これはどちらかという方針が多いんですが、この方針に沿って、ここに書いてない行間をこれから私たちが埋めていきたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 今、市の基本的な考え方につきましては、市長のほうからお答えをさせていただきました。先ほど進士議員からの質問にもございましたけれども、今回、コロナ禍において観光を主軸とする市の弱さといいますか、そういったのがちょっと共通認識として感じているところかなと思いますので、今回、この計画におきましては、ある意味、網羅的にといいますか、総合的に書かせていただいておりますけれども、これらの中からやっぱり観光がどうあるべきか、あるいは今後の下田市がどうあるべきかというところにつきましては、この計画を基に検討を進めていきたい、動きを進めていきたいというふうに思います。

2点目の、54ページの特別事業の取扱いでございますけれども、通常、過疎の制度ですと過疎債が中心になる話になる、財政的な形では過疎債の活用が中心になりますけれども、54ページにつきましては、過疎債の中のソフト分の事業の再掲でございます。このほか、ここに掲載されていない施設的なものですか、ハード的なものはこれとは別枠で過疎債適用ができますので、それらを総合的に進めていくことで、より有効に活用していきたいというふうに考えております。

3点目、ワーケーションの関係です。確かに樋村医院を整備しました。三菱さんに来ていただきましたというだけでは、この事業は当然終わらない話でございます。やっぱり来ていただいた企業さん、来ていただいた事業者さんと市がどういう形で関係していくかというところを、これからやっぱりつくっていかないと、ワーケーション自体の本来の目的には達しないというふうに思っていますので、つながった企業さん、つながった団体さんと下田市のほうが積極的に関わっていくと、そういうこと取組が今後必要になってくると、そういう認識でありますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございました。そういう意味では、この過疎地域は大きな資本の1つは食い物になると、その最たるものは原発だと、私はこう思うわけです。大都会で使う電気を周辺のところの過疎地域につくると。そういう流れを断ち切るような施策が必要だろうという具合に思うわけです。熱海における土石流の原因も、そういう人災であるということが明らかになってきていると思いますので、そういう大都会のごみや土を過疎の下田に持ってこさせないと。あるいは大企業が大きな利益のために、太陽光の大開発をさせないと、こういう姿勢がぜひこの計画の中に大きく私は取り上げていただきたいと、そういう点が残念ながら十分ではないんじゃないかというような、ないとは言いませんけど、十分ではないというような。

そうしますと、やはり地域エネルギーと今言われているようなものが過疎の地域には十分あるんだと。既にそういうことに小規模ではありますが、町内の事業者の方も取り組んでる方たちがあって、市のほうも補助金を出してるという、こういう仕組みになってるわけですので、やはり地域を今から上げさせていくのは、再生エネルギーを含めたこの計画をきっちり立てることではないかと私は思うわけです。そしてごみ処理もそういうものに載せることができるようなまちづくりを進めていくべきだと、こういう具合に思います。

ですから、そういう意味では現在取り組んでいる太陽光の事業をやっている市内の人たちと具体的に市の職員の皆さんがお話しをするような機会を持っていただいて、その事業展開がより一層進んでいくような、あるいは市がそういう事業に手を出す、ある場合には公営企業として事業実施ができるような、ぜひ展望を持っていただきたいと要望したいと思っておりますけども、御意見があれば聞かせてください。

以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 再生可能エネルギーにつきましては、今回、過疎法の国の通知の中にも重点項目として当然上がってきてる中で、1つ大きな時流だろうというふうには思っております。ただ、議員もおっしゃるように、やっぱり地域としてどういう再生エネルギーが可能なのか、どういう再生エネルギーが合っているのか、それは地域ごとにやはり住民の方含めて、しっかり議論をしないといけないと思いますので、何でもかんでも国がやるからいいということではなく、地域として必要性とか、いろんなことを含めて、過疎計画の策定の担当課としては進めていくということで答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 今まで皆さんがいろいろな意見を出していただいて、かなり私も同じような意見も持っておりますけれども、1つは、先ほどパブリックコメントがゼロだったと、いわゆる市民が無関心ということですよ。これは何かなと思うと、常に市の計画、総合戦略も最近、作り直してますけれども、ああいうものの計画に失望感というかな、できもしないことを書いてあるなという要するに失望感が漂ってる、だから関心がない、そういうふうになるわけです。

いろいろなことをとやかく言う気はないんですけども、間違いなくこの伊豆新聞に、いつだったかな、これは、9月12日、こういう形で年間出生数が76から100と、どんと書いてあるわけですね。これを見て、これは数字のいろいろなあやがあるんだろうと思いますけど、一般の市民は、何だ、人口増えていくのかと思うわけですよ。こういう報道を要するにされるということ自体が、きちんとマスメディアというか、報道関係と何ですかね、意見が交換されてないのかなというふうにも思いますし。

全てのことをある程度書いていくということが、どうしても計画である以上は必要だと思うんです。しかし5年の計画ですよ、5年。5年の計画の中で、もう少しめり張りをつけないと、5年の中で何をやるのかというのが読めないんですね。例えば総合戦略、総合戦略ではっきり言ってるのが、課題を見れば分かるんですが、人口減少というのは先ほど濱美議員のほうから言われたように、減っていくのはもうやむを得ないですよ、子どもが少ないわけですから。ですから減っていくことは確実なだけども、その中でどういう課題があるかということ、財政規模が小さくなると同時に労働者不足になってくると。その負のスパイラルで、何もものができなくなるというような方向になるかと思います。それを先ほど数字をもって説明していただいたのは濱美さんの話だと思うんです。

その中に、常に数値目標の中で観光客という言葉が必ず出るんですね。経済の基盤は、要するに産業に関わる人間が、サービス産業が80%ぐらいあるわけですから、当然そういう表現になるんですが、じゃあこの下田は、そうですね、昭和50年ぐらいからがピークで、人口が、恐らく観光の何というんですか、数は、数字的には分かりませんが、イコールだと思うんですね、ピークから下がってきたと。ずっと観光を追っかけてきて、この状態なんですね。ということは、今までの観光戦略が全く何ですか、よい方向に向いてないということですよ。ただ、だから単純に数を200万を250万にするよなんていう数字が、じゃあこういう

ものを脱却できるのかということ、そうではない。例えば社会現象の中で、もう既に格差社会なんていうのはいつから言われてるか。それに対する観光の在り方だってあるわけですよ。ですから、あくまでも数なんかで語られる話ではない。

結果、一番やっぱり表現として分かるのが、このまちには恐らく、自分の記憶でいくと、ある程度の時期からはほとんど投資がなくなってるわけですね。民間の投資はほとんど皆無に等しい。ホテルはほとんど少なくなってきて、ジャパン辺りができたといえればできたと思いますけども、逆に言うと減ってきて、それを支える労働環境が、本雇いの方が1つの施設だと数名で、あとはみんなパートと。こういう形のものは、逆に言うと総合戦略でいきますと、雇用の質を高めるということが大事だということをやっているんですよ。それに対して、じゃあ市はどうしてきたのかと。必ず計画には観光と書いてあるけども、観光をきちんと見直してないんですよ、そういう面からすれば。ですから、そういう面では、この計画も要するに八方美人になって、何が何だか分からない。逆に言うと、その失望感がもうまちに漂って、下田に子どもたちに住ませる気はないよと、外に働きに出てるのが今の現状ですよ。やはり大人がやはりしっかりと、やはり社会に向かって、要するに議論をするような場所、そういうものをまたつくるなり、また要するに、全て僕は、今思うのは、今までのものを180度とは言わないけども、変えるべき、全てを変えなきゃ、この要するに、例えば1万5,000人だとか、1万何人となったときに、ただそれは負のスパイラルで全てが住みにくくなるだけになるんだろうと思います。ですから、この5年の計画の中でも、もう少し表現の仕方があるんだろうと思います。

例えば産婦人科がいかにできそうな言い方を書くわけですね、産婦人科をつくるような。できるわけじゃないですよ。ということは、産婦人科、僕もあまりよく知らないですけど、24時間体制でいくと医者が3人要るとかって、よく話を聞くんですよ。例えばメディカルさんに産婦人科を設けようとするれば、要するに24時間体制だと医者が1人というわけにはいなくなるんで、その分の何ていうんですか、医療に対する補填ができるのかということですよ。そういう面では、産婦人科が必要だと思えば、要するに税金である程度、補填しながらやっていくということも大事だろうし。ですから、そういうものをきちんとこの言葉の中では、要するに検討するの話ですよ。それがいかにできるような話で。

いつもそうなんですけど、こういう計画ができると、こういう報道はいかにこういう期待感を持って書くんですよ。だけど、それができなかったことが何遍も繰り返して、先ほど言ったように市民の失望感がある。ですから、できるところを、きちんとこの5年間の中

でやり遂げていく、どういう方向に向けていくというやつを、もっと表現を厚くするべきだろうというふうに思うんですね。読み解く中で、そういう面では分からないと。数値目標とか、あれもそうですけど、総合戦略も数値目標が出てますけど、例えばしーもんの体験の人間が、例えば1,000人が2,000人になったら質のいい雇用ができるんですか、できないですよ。観光客が50万人増えたら質のいい雇用ができるんですか、できないと思いますよ、これ。そういうこと、じゃあどうしたらいいのか、そういうものを真剣に考えないと、この先、要するに先ほど濱美議員が言ったように、人口が減って行って、何か暮らしにくいまちになったと、そういうところに観光客が来るわけないわけで、そういうことを真剣に考えていただきたいなというふうには思います。

それは私の意見ですから、答弁があれば答弁あって結構なんですが、ぜひ委員会の中では、そういう過疎地の話の中の活発な意見の中で議論していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 全てにお答えできるところは難しいところがありますが、まず1点目の報道の関係ですね、やはり市として本来、計画は何ぞや、計画が何を指すのか、そういったところにつきましては、しっかりとした説明といたしますか、趣旨を伝えるということは当然していかなければならないというふうに考えております。

観光につきましては、先ほどほかの議員さんの質問にもお答えしましたけれども、やはり今回のコロナの関係で、観光一辺倒といいますか、従来の観光、3次産業だけということの苦しさは非常に実感をしたところがあります。そういう中で、本来、1次産業、2次産業、まちとしての産業のバランスというものがやっぱり何となく必要だなというところは実感として感じてるところがございますので、観光が主軸であるという表現は決してやめる必要はないとは思っておりますけども、産業としてのバランスについては、今後も、今後といたしますか、積極的に検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

あと、市への投資というところでいきますと、今回、私自身、個人的な業務で申し訳ありません、ワーケーションですとか、そういう形で外の方と関わっていく中で、やはり首都圏の企業さんも、やっぱり市、地元といいますか、市側から積極的にアプローチをしていくというところのそういう姿勢なり、考えが欲しいよというのは行く先々、いろんな人と話をする中でよく言われるということは実感しております。やはり待ちということではなく、市からも積極的に施策なり、事業なり、いろんなものを持って出ていくということもやっぱり

進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

またすみません、委員会含めて、細かいところについては答弁させていただきたいと思えます。お願いします。

議長（滝内久生君） 11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） ぜひそうあってほしいものだと思います。ワーケーションでよその方がこちらのほうにお見えになって、市に投資してみたいなという方ができるようなまち、そうでなければ、人口減少は間違いなく人口減少になっていくわけですね。そのときに労働者不足だったり、今の例えば1次産業の支えだったり、そういうものは労働者が必要になってくるわけですね。そうなってきたときに、地域だけの要するに労働、今の流れからでは、とても要するにそういう形にはならないと。ですから、今、課長の言われたようなそういう積極的な活動が必要だなと思いますけれども。

最後に、ぜひこういう76人が100人になると、この表現、これ、ぜひ伊豆新聞さんか、これはさすがに、確かに減少的にあるのかも分かりませんよ、去年が76人で、すぐ100人に戻るみたいな、だけど減少、これだと増えるように思うわけですよ。この表現は何とか市民のほうに間違った感じを捉えられないような形をぜひお願いしてもらいたいというちょっと要望ということで終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 今、お三方、お話しした内容と非常に方向性としてはかぶるところあるんですけども、できもしないこと、本当に私もこれ読んで、市長が大好きな議論ですね、議論の中で机上の空論ではないかなという感じが非常に受け取れました。まず気持ちが入ってないかなと。

その中で、何がこのパブリックコメント、ゼロなのかなと、ちょっと今、考えてたんですけども、やはり問題、課題の抽出ということが、もっともっと深掘りしなければいけないのかなと。その部分がやはり問題、課題の抽出ということによって、もっと市民の方々も興味を抱くことで、やはり自分に身近に感じることはないかなと思います。そのためにはやはり、先ほど課長おっしゃったような、前へ出ていく、もちろんこのコロナ禍でなかなかそういう行為ができません。それでも、やはり情報とネットワーク、この企業誘致に関してもだんだん私が初めに提唱した頃よりも、どんどん企業誘致の在り方というのが変化してるように感じます。そういう中で、やはり人と人、それからその情報、ネットワ

ークというものが非常に重要になってくるのかなと感じております。やはり打って出る、そして人と人のつながりをやはり大事にして、生きた情報というのをこの計画、あくまでも計画ですから、なかなかまだ具体的にはならないことも存じております。しかし、その計画の中でも、どんどん一つ一つ具体的にしていかなければ、やはりこの計画で終わってしまうのではないかなと。

例えば1つの例で言いますと、どこでしたっけ、問題の中で、20ページである地場産業の振興の中で、オリーブと新たな作物の導入って、オリーブ、今やってますよね。また、これオリーブはもう撤退しようなんていう話も出ております。その中でこういう言葉が出てくるということ自体も少しやはり考えなければいけないのかなと思いますので、ぜひその辺りを、もっともっと身近に触れた、パブリックコメント、ゼロということは本当にいけないことだと思います。住民がやはり非常に興味を持ってない。そこにはやはり問題、課題というものを行政のほうで抽出してないのではないかなと思いますので、その辺りをちょっとお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） パブリックコメント、ゼロにつきまして、当然、今回、策定の作業の中で、十分に市民の方の意見を聴取できてるかという、申し訳ありません、本当に十分にできてるというふうなちょっとことまで、自分としてもちょっと言えない状況というのがあります。今後そういった計画の策定、今後の事業の推進においても、十分それについては留意をしていきたいというふうに思っております。

今回、この過疎計画の位置づけとしましては、言葉としては適切ではないかもしれませんが、やっぱり国の過疎制度を活用していくために使うということが1つの目的としてはございますので、事業としてはどうしても総花的といえますか、総合的にいろんなものを取りあえず掲載をしておくということが、過疎債はじめ、制度の利用のために必要ということがございます。そういうことで、ある一面としては、今回、引き出しはとにかくたくさん用意をします。その引き出しについては、適宜必要なときにさっと引き出しまして、効率的かつ効果的な活用がいつでもできる体制はまず整えます。それについて今後運用していくことにつきましては、改めているんな形で検討して、有効に進めていくようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、計画でございます。なかなかそれを実行に移すのは大変ですけども、もっともっと住民と、市長をはじめ皆様、私ども議員もそうですが、住民と触れ合い、そして住民の意見をしっかりと取り上げるというようなことをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで11時25分まで休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、議第44号 下田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案の説明に入ります前に、今回の制度の根拠となります法律の改正について御説明を申し上げます。今回の制度につきましては、従前、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法を根拠として実施をされておりましたが、この法律が令和3年3月31日を期限とする時限立法であったため、令和3年3月末で失効となりました。その際、引き続き過疎地域の持続的発展に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、令和3年4月1日から施行されたところでござ

います。旧法に基づき実施されておりました過疎地域に対する固定資産税の特例措置の制度が新法におきましても支援制度として継続されることとなったことから、新法に基づく条例を制定するとともに、旧法に基づく条例を廃止することとなったものでございます。

なお、今回の法改正におきましては、令和6年3月31日までの適用期限の3年延長、対象業種及び対象資産の拡大、対象となる取得価額要件の引下げ等の見直しが行われております。

それでは、お手数ですが、議案件名簿の15ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき、過疎地域における固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

条例の内容につきましては、16ページ、17ページにございますが、議案説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、議案説明資料の19ページをお願いいたします。

制定の趣旨でございますが、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき、固定資産税の課税免除を実施し、本市の過疎地域における企業の立地促進等を推進し、本市の経済の活性化と雇用機会の創出を図るため条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容等でございますが、本制度の実施につきましては、別途定める市町村計画において、あらかじめ産業振興促進区域及び対象となる業種を定めることが必要条件となっております。本市におきましては、先ほど御説明申し上げた下田市過疎地域持続的発展計画（案）の中で、産業促進区域を下田市全域とすること、振興すべき業種を、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等と規定しております。この規定に基づき、課税免除の対象となる業種及び資産等につきましては、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業で、これらの業種のもものが下田市内において対象となる事業の用に供する設備の取得等を行い、その取得価格の合計額が、製造業及び旅館業については原則500万円以上、ただし資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円以上、1億円を超える法人は2,000万円以上である場合、情報サービス業及び農林水産物等販売業については500万円以上である場合が対象となります。

今回の制度における設備の取得等とは、建物、設備、土地等の取得または製作もしくは建設をいうものとし、建物及びその附属設備にあっては、増築、改築、修繕または模様替え等の改修による取得または建築を含むものとしています。

課税免除の期間につきましては、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後、3年

度を対象とするもので、下田市税賦課徴収条例第62条に定めがあります固定資産税の税率100分の1.4を減免するものでございます。

次に、制定内容を御説明申し上げますので、説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、第1条でございます。この条例の趣旨を定めたもので、地方税法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づき、固定資産税の課税免除を実施するため、対象となる区域、業種、内容等を定めるとともに、固定資産税の特例の実施に当たり必要な事項を定める旨を規定したものでございます。

23ページをお願いいたします。

第2条第1項は、課税免除の範囲について定めたもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定によることを規定したものでございます。

先ほどの説明と重複しますが、この省令第1条の規定として、対象期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、対象資産は、製造業及び旅館業については原則500万円以上、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円以上、1億円を超える法人は2,000万円以上である場合、情報サービス業及び農林水産物等販売業については500万円以上である場合とするものでございます。

第2項は、対象となる固定資産税の課税免除の期間を、新たに課税されることとなった年度から3か年度とする旨をそれぞれ規定したものでございます。

24ページをお願いいたします。

第3条は、固定資産税の課税免除に係る申請手続を規定したものでございます。

第4条は、課税免除の要件を欠くようになった場合や、虚偽の申請その他不正行為によって課税免除の適用を受けた際の取消しについて規定したものでございます。

第5条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定めることができる旨を規定するものでございます。

25ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は、施行期日は公布の日とするものでございます。

第2項は、旧法に基づく下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の廃止について規定するものでございます。

第3項は、前項の規定による廃止前の条例に係る経過措置を規定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第44号 下田市過疎地域持続的発展支援に伴う

固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 29年に作成した旧法そのものを特別措置で3か年延長すると、こういう内容と理解をいたしました。そうしますと、この29年から今日まで、旧法の適用をされた、固定資産の減免を受けた実例というのはあるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 旧法におきましては、旅館業で2件、申請のほうが出て、減免となっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、議第45号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお願いいたします。

下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次ページ、19ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第4条の規定に基づく下田市役所の位置に関する条

例の一部を改正する条例について、期日までの施行が困難となったことから、同条例の施行期日を延長するため、必要な条例の制定を行うものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の26ページをお開きください。

改正内容でございますが、下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例附則第1項（施行期日）中、公布の日から起算して4年を超えない範囲を、公布の日から起算して9年を超えない範囲に改めるものでございます。

今回の改正により、令和3年12月の施行期日を令和8年12月とするものです。

なお、今回の改正において9年とする根拠でございますが、緊急防災・減債事業債の適用期限が令和7年度末までの5年間延長された中で、新庁舎の建設スケジュールを確保するために、施行期日につきまして5年間延長するものでございます。これによりまして、本体工事の完了を令和7年度、令和8年12月までに開庁準備、開庁と進める計画としております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第44号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） 実は一般質問でもお聞きしたんですけども、4年を5年に延長する理由、今お伺いしましたけども、緊急防災・減債事業債の関係で、それに合わせて5年にしたということによろしいでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） まず1点、前提としましては、緊防債の延長は5年という中で、当然ながら建設におきましては、基本計画から基本設計、実施設計、本体工事ということで、必要なスケジュールが通常のスケジュールが決まっておりますので、それらの通常かかると想定されるというスケジュールを盛り込んだ中で、単に緊防債の5年ということではなくて、スケジュールも見合わせた中で、今回5年ということで提案させていただいております。

以上です。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） これはもう10年以上かかってやってこられたわけですね。今回、初めて4年を5年に延長されたということなんですけども、私が思うには、やっぱり市民の命、

それから職員の生命のことを考えた場合に、やっぱり4年がよかったんじゃないかなというふうに考えてます。といいますのは、非常に消極的なような考え方に私には映るんですね。そういったことで、内容については、この5年ということに対してはちょっと異論があるんですけども、延長することについては別に異論がございませんので、以上で終わります。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 市民は安く、早く、安全にということで、新庁舎建設を進めてほしいということをはっきりしておるわけです。そして、早くという部分では一応のスケジュールが示されていると。そして、安くという部分では、隣の稲生沢中学校の利用であったり、この現庁舎の再活用であったりという部分も若干の検討がされているのかなと思うんですが、では、安全にという部分で、この位置条例に関連して、一番関連してくるのは、この安全にという部分だと思います。さきの熱海の土砂災害も皆さん、見ていると思いますが、この現庁舎のリスクについては、震災が起こった当時はこんなところにあってはいけないということが、これ、市民誰もが思ったところですけども、近年の土砂災害とか河川の氾濫の災害なんかを見ますと、この洪水、水害、土砂災害、そういったもののリスクのほうが極めて高いんじゃないかと。もう、ちょっと一雨、どこかで降れば、必ず災害が起こっていると言っても言い過ぎでない。ちょっと台風が通過すれば、必ずどこかでひどい被害が起こっているという中で、じゃあこの河内の部分の新庁舎の建設予定地の安全性という部分についての何か議論、方針、そういったものが全く見えてこないんですね、どういう方針、対策を取るのかというところが。そこについて、しっかり説明がない上で、この位置をそこで延長する、ただ延長するんだということでもいいのでしょうか。それについて答弁をお願いします。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 洪水の浸水の想定が前回11月の時点で延期の判断をした1つの項目として上げさせていただいております。それにつきましては、申し訳ありません、現時点におきましては、先ほどお話もありましたように、稲生沢中学の活用ですとか、様々な選択肢が出ている中で、現状でこれが解決策ですということは、申し訳ありません、決定しておりません。ただ、前回の延期の説明の中で、事業費を抑える、洪水に対して対応する、こちらにつきましては、当然ながら言葉は悪いんですけども、お金をかければ当然対策はできるというところがございます。そうした中で、事業費を抑えていかに対策を取るかということにつきましては、稲生沢中学の活用等も含めて、敷地、建物の活用の中で検討していき

たいというふうに考えております。

現状、こちらの庁舎につきましても、洪水の浸水の被害でいきますと同じ条件でございます。同じ2.2メートルが同じ洪水の想定の中で、やはりこちらの庁舎も洪水としてもかかっておりますので、津波と洪水がかかっている現庁舎等には、あるいは対策をこれから、対応、対処できる場所も含めまして、様々、今後選択肢の中で検討していきたいということで、ちょっと今現在は答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ちょっと何言ってるか分かりませんでした。その浸水想定というのは庁舎だけじゃない、つまりは地域のリスクそのものです。それに対して、ちょっと今の答弁だと、ちょっと何言ってるか分からなかったんですけども、もう一度、市長、いかがでしょうか、熱海の災害見ましたか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 熱海の災害で私たちが学んだことは、やはりこの日本という国は、安全な場所というのはほとんどない。私たちは危険に囲まれて暮らしているんだということを思い知らされたんだと思います。

今回延長しようとしている、この蓮台寺の地区を含めて、昔は遊水機能を持っていた場所だったんだろうなというふうに考えています。例えば中村、あるいは本郷、この地区、全て昔は田んぼだったわけです。昔は下田の市街というのは国道の向こう側にあって、それに対してこういったところは、いざというときには遊水機能を持っていた。田んぼダムという言葉がありますけど、田んぼというのは水をそうやってたたえることができる。今、毎年どこかで必ず洪水が起きて、大変な被害が出ています。この航空的な写真とか映像を見てもお分かりのように、ほとんどのところはそういったもともと遊水機能を持つべきところだったところに対する中途半端な開発があったところでございます。ですから私たちは、新しい場所が必ずしも安全ではないということを前提に考える必要があるというふうに私は最初から感じて、考えて、問題意識として持っていたところです。

一方で、地震、津波は予測することが非常に困難、いつ起きるか分からない。一方、逆に洪水、土砂災害はあらかじめある程度の予測ができるといったことがあります。これによって現在、位置を決めている、あの蓮台寺地区については、ここよりは優位性が高いというふうに言えると思います。しかし、それは安全が完全なところではありません。したがって、

これについてもちゃんと考えなければいけない。もちろんここでもそうです。ここも危険、だからどうするのかというのを考えなければいけない。いつ起きるか分からない地震に対して、何らかの備えをしてなかったというのは問題だったと思います。

そこで、今年の冬に、職員を対象に避難訓練を実施しました。私は、多分これが下田市役所の避難訓練の初めてのことだったんじゃないかと思います。全職員をA班、B班の2班に分けて、日を替えて、地震が起きた、津波が来る、逃げようということで、所定の場所に逃げるといった訓練を行いました。その結果、具体的に言うと、敷根1号線に向かっていくわけなんですが、そこへの避難が想定される津波到達時間よりも前に完了できたということを私たちは確認したところです。つまり、今の新しい場所についての危険性に対して、どのようなソフトウェアを載せるのか、あるいは今ここに実際にあるこの場所において、それまでの間、どうやって安全を担保するのか、そういったことをソフト施策としてセットで考えなければいけないと思っています。ただ単純に向こうに建てれば良いというふうに、それでなくてもリスクがゼロになるとは考えておりません。

そういったリスクがゼロじゃない中で、庁舎がどうあるべきかということをしっかり今後考えてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。3回目です。

2番（中村 敦君） 備えてソフト的な対策は非常に重要だと思いますが、じゃあ今のところ、つまりそのハード的な対策について、浸水対策については、例えば河川改修をするとか、たまらないように排水をするんだとか、庁舎を持ち上げるんだとか、あるいは長期的に森に木を植えるんだとか、そういう具体的な対策はまだ何一つ決まっていないという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 当然ながら、河内という前提でお話をする場合に、洪水の浸水から逃げるといのか、避けるというのは当然のことだと思いますので、設計等において、ある程度、予想深を避けた高さといえますか、そういったものについては当然検討していくことというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 市長にお尋ねします。先日の佐々木議員の一般質問の中で、コロナ対策が最優先であると、これには2つあり、感染防止、命を守るという行為、そしてコロナによって疲弊してる経済対策ということが答弁されておりました。その中で、社会的ダメージは災害であるということをおっしゃっておりました。本当に災害だと思うんですね。また、3・11という部分で非常に人の価値観、また、この庁舎にフォーカスしますと、庁舎に対する価値観というのが全く変わりました。浸水、それから津波という部分というのが非常に重要なウエートを占めたと思います。今回のこのコロナ禍において、やはりその価値観がまた変わりつつあります。経済、要するにいかにお金をかけないかというようなことが今、非常にファーストプライオリティーになっているように感じます。

目の前にある大きな危機を最優先すべく時間の猶予をいただき、先行し延長したというようなことをおっしゃってました、以前。そして、立ち止まるというようなことをおっしゃってました。いっそのこと、これ本当にもう一回、止めたらどうですか。佐々木議員がおっしゃってたのは、この中で、大手の企業なら事業を幾つも並行して行うというようなことをおっしゃってました。でも、現状は今、市長の考え、それから市長のこれは技量なのか、どうなのかちょっと分かりませんが、並行して進めることができませぬよね。どれもこれも結論が出ない。事業としてどれもこれも出てない、課題があるから考えると。市長の役目は、結論を出すことと方向性を見出すことが私は重要だと思います。議論は二の次。方向性をまず見出す。そして思いを伝える。これが、この事業、この庁舎に関しては全くできてない、私はそう思います。迷っているんだったら、一回立ち止まるべきです。その前にやること、最優先、コロナの経済対策とおっしゃってましたね。だったら、これをまず最優先でやるべきでしょう。今回、4億8,000万円の一応、財政調整基金を積みます。7億5,000万円あった中で、2億円使って、約10億5,000万円あります。もちろんこれは災害の中で、いつ何が起きるか分からない災害の手当にするということも分かります。ただ、その中で思い切った市の単費として経済対策を、まず1年かけて、2年かけてやるということも重要じゃないでしょうか。そういうようなことを、思いをまず市長、伝えていただきたいなと思うんですね。全くこの市庁舎に関しては課題が山積みで、検討します、考えますと。なおかつ、学識経験者との会合が開かれていない、庁内で詰めていると、その代わり。学識経験者がなくなると、地元の人間の思いとか現場のお話を聞けば、もっともっと理解できると思います。市長、悪い癖で、すぐ学識経験者出すんですね。それって本当に思いがありますか、下田のこと分かっていますか。その辺りを吟味しながら調整していただきたい。もちろん庁内で調整してい

ただくのは当たり前のことだと思います。学識経験者よりも現場の方々、そしてふだん生活してる方々の意見を聞くというのは非常に大事だと思います。

よって、本当にコロナ経済対策に関して疲弊をしていると、寄り添い、共有し、有効な施策は早期に進めると言うけど、この問題も何も解決してませんよね、市長。早期に進める、2つ3つ、並行してできないんだったら、まずコロナ経済対策をまず初めにやるべきじゃないでしょうか。いろいろ考えてるのは分かります。でも結論が出ないことには、方向性を出さないことには、みんな迷っちゃうんですよ。これ市民もおっしゃってます。その辺り、市長の御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 先ほど議員が言われた、コロナ対策が最優先というふうに私がせんだって申し上げたとおりでございます。今般のこのコロナは、例えば9月12日までとってたのが9月いっぱいになったとか、こういう感じで本当に出口が見えていません。まさに災害の渦中にあると言ってよろしいと思います。このコロナが自立的な経済を持たないこの下田にとっては、かなり深刻なダメージをこのまちに与えていると。経営者の方々は、正直、庁舎なんかやってる場合じゃないだろうという、そういう声も聞かれます。庁舎を取り巻く複数の課題、これを解いてるところだと前回も申し上げました。本当に難しい問題だと考えています。市民の声が今、もし今、橋本議員のお話が市民たちから聞いている、こういうふうな声だよということであれば、それは本当に聞くに値すると思います。

一方、今まで私の声に市民といいましょうか、議会かもしれない、が言う声は、例えば矢田部議員、大川議員という、その庁舎が直接的に影響する場所の議員からはよく出されるんですが、ほかの議員、あるいは市民の側からは、もうあれは決まったことだからしょうがないんでしょうと、こういうふうな話もあります。私が、大川議員がとにかく最優先で造れというふうにおっしゃることに対して口籠もってるのは、この複数の課題を解かなければいけないからです。これはごみ焼却場にもちょっと関連しています。ごみ焼却場を下田市はあの場所に決定したのかと言われたら、あれは基本的な候補地であって決定ではないと、私はずっと言っています。そこは何が違うかというと、環境アセスをしっかりやって、あの環境の問題がクリアできなければ、それは見直しますと、そういうことです。もちろん、あれはクリアできると思って、今そこで手続を進めています。

同様に、この複数の課題についても解くつもりで今、対応してるところでございます。その中で、もし万一、解けなければ、それは市民の皆さんに解けなかったと申し上げるつもり

です。

今後、市民のほうも、庁舎問題については今、ほとんど声が聞こえません。ですが10月に市民と語る会をやるので、その中でもしも出ましたら、またそういった御意見は参考にしながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。複数のことを解いてると。もし解けなかった場合、これ、もちろん緊防債ありきの部分でお話を進めてるという部分あります。解けないで期限が切れた場合、どうするのかという部分もあります。

また、先ほどもお話、申しましたけれども、市長がどうしたいのか、この庁舎を建てたいのかどうなのか。私は今言ってます、その前にコロナ対策を最優先すべきではないのかと。予防、それから経済、おっしゃってるんだったら、まずそれを具体的に方向を見出す、そのような行為をしていただいてもいいんじゃないかと。複数解いてると言うけど、それは問題解決の部分であって、市長の思いとか、市長の方向性とか全く見えません。そして矢田部議員、それから大川議員のおっしゃってることも一理あると思います。ただ、地域性の部分もあって、私の周りにはいる皆さんは、庁舎よりも先にコロナ問題を解決してもらえねえのかと、もちろんその予算の部分とか、そういった割り振りに関しては、市民はなかなかそこまで御理解はいただけないと思います。ただ、そのような意見が多々来てるというのは事実です。その中で、市長の思い、市長の方向性、再三言いますが、その問題解決云々よりも、やはり首長というのは結論を出すことと方向性を見出すことが、まずこれが重要だと思うんですね、いかがでしょう、その辺り、お聞かせください。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 何度も申し上げますけれども、この庁舎については、市の条例である場所が決定しています。それに対して私は、課題がたくさんあると申し上げている。だからやめようとか、だからこっちにしようとか、そういうことを言うのは私は適切ではないと思っております、ずっと今までも申し上げていません。つまり、この課題を解くのが私の責務であると。そして、それでも解けなければ、それは当然、見直しをするということだと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。3回目です。

10番（橋本智洋君） それでも解けなければ見直しをするというお話を今、いただきましたけれども、その緊防債の5年延ばす。その中で恐らくいみじくも先日、矢田部議員が一般質問でおっしゃってた、3年でやりなさいよと、その根拠は分かりません。確かにこれ、スケジュール見ると3年でできる計画だと思います。前にいただいた市役所の位置条例提案のシナリオという部分で。ところが、その今おっしゃった解いて解けない、結論としてその課題がクリアできないとなった場合、これ期限切れになる可能性もありますよね。そのときに市長、どうするんですか。最後にそれをお聞かせください。そして市長の思いを、再三言うように、市長の方向性、市長の思いをお聞かせください。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 前回だったかな、橋本議員が、自分のおうちのそばにあるスーパーあおきがなくなって、こんなにまちがダメージを受けると思わなかったと、それを身をもって知ったという御発言がありました。庁舎の存在意義というのは非常に大きいものがあります。ただ建物が動くだけではない。したがって、ここは事は慎重に考えなければいけないと思っています。

慎重に考えるとしても、先ほど言いましたように期限があります。有利な起債を使って建てられるのを期限としてセットして、そこから逆で追っていきますと、何月にはこういうふうにしなきゃいけないというのが見えてきてるということでございます。その時間を少しでも稼ぎたかったから、このように5年間延ばさせていただきました。

コロナ対策と並行して、これについてもしっかりやってまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 改めて位置条例とは、市役所の位置に関する条例、位置条例とはど

ういうものなのかということをお尋ねをしたいと思います。私の理解するところから言えば、役所の庁舎等々や移転先が決まらない、現在のような、現にここの東本郷1丁目5に庁舎があるにもかかわらず、移転先を何年か後にそこに移転をすると、こういう決め方もあると。しかし、実際に建物ができてから、もう既に移転できるようになってから位置条例を決定するという仕方も当然あると私は思うわけです。それで当局はどういう考えでこれを延ばそうとしているのかと。今の条例を見ますと、下田市東本郷1丁目5の18番を、下田市河内46番地の1に改めると、こう記載されております。46番地の1とは公図上どこなのか、まずお尋ねをしたいと。

私が記憶している内容からいきますと、河内の購入した土地、そして学校用地は工作室というんでしょうか、そこをやがて学校が廃止された後、健康相談室等に造り替えていくと、したがって、稲生沢中学の校舎が建設用地になるという想定はしてないわけです。議会の中ではそこを想定して、安価にできるように、しかも早くできるようにしたらどうかと、こういう意見はありましたけども、経過の中では、その意見は採用されずにきていると思うわけです。

今日、松木市長は耐震・耐力調査までして、稲生沢中学校を対象にしようかと、改修をし、利用もしようかと、こういうことになると、これは瑕疵ある決定になると。46番地の1に含まれていないんじゃないかと、こういうことになろうかと思うわけです。こんな決定を今、何で改めて出さなければならないのかと。令和3年の12月にこの決定が期限切れになるのであれば、期限切れでいいんじゃないかと。何で自らの手を縛って、購入した土地に庁舎を造らなきゃならないという想定をしますと、今、取り組んでいる課題というのは、やってはいけないことをやっている、ということに、自己矛盾になりはしないかと私は思うわけです。したがって、この条例は瑕疵ある条例であるので、その点で番地から言って瑕疵ある条例と思われるので、引っ込めてもらいたい、こういう具合に思うわけです。撤回をしていただきたいというのが第1点目。

第2点目は、この庁舎の経過から言いまして、いつも緊急防災・減災対策債、有利な起債を対象にして、その対象の期限内で造り上げようという、この枠組みが今日の混乱をもたらしている全てではないですけど、1つの経緯になっていると思うわけです。それをまた同じように、緊急防災・減災のこの令和8年12月までという想定というのは、まさにいかがなものかと。しかも、この令和8年は、松木市長の今期の期限内にはないと。その経過の中では市長選挙が行われるわけです。再び市長に立とうという決意をされてるのかもしれないけ

ども、それはそれで選り直されるわけですから、やはり自分の任期にない期限まで延長するという事は、慎重にしなければならぬと思うわけでありませぬ。そういうことから考えましても、これは期限がある決定でありますので、期限が来たら、そこで一しまいをすすると、けじめをつけると、こういうことが必要で、この河内の46番地の1を1つの大きな候補地の1つとして検討するにしても、それはそれでできないことではないと、この条例の延期をしなければできないことではないんではないかと。何らこれを、この12月ですか、令和3年の12月に期限が来てもいい内容のものではないかと。

しかも、この位置条例は3分の2決議、重要課題の決議です。過半数ではございませぬので、多数の賛同の下に決定されてるわけですので、ここが本当にいい場所なら、すぐさま3分の2以上の議員の決定を見るであろうということはあるんではないかと思うわけです。そういうもろもろの経過からいきましても、まずもって瑕疵ある議案ではないかというのが第1点目です。

そして内容的に言いましても、市長も答弁で言われてますように、2.5メートルの洪水の浸水域がある地域だと。この地域も、ここもそうだと。こういうことになれば、今ある設計図、基本構想から基本計画から実施設計に至るまでの計画を、参考にはなるでしょうけども全て見直さなければならぬ、そういうときに来ているということは市長の指摘どおりだろうと思うんです。水害対策どうするんだと、そして、コロナのこの状況の中で、財政的にどうするのかと、ここの現庁舎を移転した後をどうするのかと、こういうことを相対的に一体的に考えなければならぬと、こういう課題があるんだと、おっしゃるとおりだと思うんです。

そういう課題であれば、なおさらいつまでにこの課題を実現しますというようなことは言い切っていいことではないと。市民の了解と市民の賛意がそこに集まってこなければ、実行してはいけぬ課題だと、そう思うわけです。市民にこういう案でいきたいよということさえ、現時点では言えないような状態になっているわけですから、それをあたかもここに建設すればいいかのような前任者の前福井市長の見解をそのまま踏襲するという事は、新たな松木市長になって、それらのものを市民の立場から見直さないんだと、尊重するんだと、こういうことになるわけですから、それは市民が望んでいる本意でもないし、松木市長自身の本意でもなからうと、ないだろうと私は思うわけです。そういう内容からいきましても、この議第45号は引っ込めていただきたいと、こういう具合に思うわけでありませぬ。

取りあえず以上でございませぬ。いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） まず位置条例についてでございます。今回提案をさせていただいております条例につきましては、あくまでも位置については現状の条例どおり、施行の期日について5年間延長させていただきたいというものでございます。

河内の46の1につきましては、前回の条例の提案時にも代表地番ということで設定をさせていただいております。今後の事業計画におきましても、こちらの46の1を含んだ事業計画で検討を進めていくことになると考えておりますので、その中で今回の位置条例のほうは提案をさせていただいてるところでございます。

もう一点、緊防債の期限内ということ、市長の任期との関係でございますが、一連の事業としまして、建物の完成が突然ある年度でできるのではなく、やっぱり4年、5年という中で事業をするかしないかという、その成果としての庁舎の完成というところがございしますので、事業として決定をするということになれば、それはもう一連の事業として、市長の任期ということではなく、市の決定として進めていくという形になるのかなというふうを考えております。

あと、前福井市長の見解というふうなお話もございましたが、市としましても市議会の皆様のほうから3分の2、特別議決の中で了解をいただいている前回の条例でございますので、その趣旨につきまして、基本的にはその特別議決の前回の条例を踏まえた中で検討を進めていくのが市の方針というか、考え方ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 任期の4年を超えない範囲という形で、令和3年の12月にこの期限が切れるというものを延ばさなければならない理由とは何かと、こう聞いているわけです。私はそんな理由はないと、こう思いますので、その点の見解を明らかにしていただきたいと思っております。何のために延ばすんだと。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 前回の条例の4年の期限につきましても、市長の任期ということではなく、あくまでも事業スケジュール、あるいは緊防債の期限ということで4年を設定させていただいております。今回につきましても、5年という期間につきましては、やはり1つは緊防債の期限を最大にした中で、事業の基本計画から始まった本体工事までの必要なスケジュール、こちらのほうをはめ込んだ、そちらのほうは5年ということで、今回についま

しては5年とさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） 回答になってないような気がするんですけど、じゃあ聞き方を変えますが、この4年を9年まで延ばさないと緊防債のお金を借りられなくなるのかと、具体的に言えば。そういう具体的な事情が出てくるのかと。出てこないなら、こんなものは期限があるんだから、それを延長するのではなくて、自らの手を縛るようなことではなくて、フリーにいろいろなことが考えられるような状況にしたほうが、誰が考えてもそれはいいんじゃないかと。

しかも、今後5年間の間にどんだけ生産人口が減っていくんだという話を先ほど進士議員からされてるわけです。10人のうち残るのが4人ぐらいじゃないかと、生産年齢が10人いるとすれば、多くても6人だと、少なければ4人になってしまうと。まちが大きく変化をしようとしているときに、この5年の先を、実質的には9年も先を見通すような時期なのかと。実際に現実的な措置をする中で、場所が決まってから、ここを位置にしますよと言っても、何ら条例上はまずいことはないんじゃないかと。まずいことがないものを踏襲しようというのは、やはり反省をすべきではないかと。したがって、この条例は当局案になってないので、撤回をしてくださいよと、こう言っているわけです。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 1点、市としまして緊防債の活用を重要視しているという中では、やはり下田市のような財政規模のなかなか厳しいまちにおきましては、もともと市の庁舎については補助金、あるいは起債がなかった中で、今回、津波想定区域から出るという一部条件はありますけども、庁舎の建設に有利な起債が充てられるという制度でございます。今後、将来的な財政見通し、あるいはコロナの影響等が見通せないというのは一方で確かなことでございますけども、それにも増して、今回、緊防債を活用するということが、市として庁舎を進める上で1つ大切な要素であるという判断の中で、市としては緊防債を一定の期限ということで考えたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第46号～議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）から議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と、補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを念頭に緊急を要するもの、国県補助事業等の変更に伴うもの、また決算に伴うもの等について予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、令和2年度決算に基づく繰越金の増額や特別会計への繰入金等の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、市税においては、調定見込みによる増額、臨時財政対策事業債の減額等に伴う起債の増減を計上し、歳出では、各種施設の維持補修費、下田中学校グラウンド防球ネット設置工事等を計上いたしました。その他、財政調整基金及び減債基金の積立てや国県支出金の精算、人事異動に伴う人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによるもので、第1

条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億1,567万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億9,322万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから9ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

追加は2件で、1件目は土地評価支援業務委託料で、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額は事業予定額2,910万円の範囲内で土地評価支援業務を委託する旨の契約を令和3年度において締結し、令和3年度予算計上額290万円を超える金額2,620万円については令和4年度以降において支払うもの。

2件目は下田中学校通学バス運行業務委託料で、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額は、事業予定額5,905万8,000円の範囲内で下田中学校通学バス運行業務を委託する旨の契約を令和3年度において締結し、令和4年度以降において支払うものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は「第3表 地方債補正 1追加」による。第2項地方債の変更は「第3表 地方債補正 2変更」によるというもので、補正予算書の11ページをお開きください。

地方債の追加は1件でございます。起債の目的、白浜漁港小規模局部改良事業、限度額350万円は、白浜漁港浜地区、泊地浚渫工事に対し、公共施設等適正管理推進事業債を発行するもの、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、12ページ、地方債の変更は3件でございます。1件目、起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債につきましては、住宅リフォーム振興助成金の増額に伴い、限度額1,330万円を限度額2,150万円に変更するもの。

2件目は臨時財政対策債で、発行可能額が確定したため、限度額4億6,000万円を限度額3億5,990万円に変更するもの。

3件目、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業につきましては、事業費の増に伴い、限度額1,840万円を限度額2,670万円に増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、21款 5 項 4 目 19節雑入10万7,000円の増額は、市町村職員研修事業助成金を受け入れるもの。

企画課関係、19款 2 項 1 目 3 節ふるさと応援基金繰入金270万円の増額は、充当事業費の増によるもの。

財務課関係、10款 1 項 1 目 1 節地方特例交付金131万5,000円の増額は、個人住民税、自動車税、軽自動車税のそれぞれの減収補填特例交付金の確定によるもの。同 2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金650万円の増額は、固定資産税と都市計画税における減収見込額の増によるもの。11款 1 項 1 目 1 節普通交付税 3 億2,631万2,000 円の増額及び 4 ページ、5 ページ、16款 3 項 5 目 1 節県費・権限移譲事務交付金46万7,000 円の減額につきましては、交付確定によるもの。20款 1 項 1 目 1 節繰越金 4 億8,709万2,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。22款 1 項 5 目 1 節過疎対策事業債から同10目 2 節水産業債までの地方債の増減は、先ほど予算書11ページ、12ページにて御説明申し上げました追加 1 件及び変更 3 件に係るものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

税務課関係、1 款 1 項 1 目 1 節市税・市民税個人現年課税分8,640万円の増額から、同 6 項 1 目 2 節市税・都市計画税滞納繰越分190万円の減額は、現年課税分につきましては、調定見込額及び収納率見込みにより、また、滞納繰越分につきましては、決算に伴う繰越額の決定に伴い、増減するものでございます。

防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金171万円の増額は、市民文化会館大ホール天井改修実施設計業務委託の財源として同交付金を受け入れるもの。21款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入1,321万3,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分。同 4 目 19節雑入25万円の増額は、前年度消防協会賀茂支部負担金の精算によるものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

市民保健課関係、15款 1 項 1 目 7 節国庫・低所得者保険料軽減負担金 7 万円の増額は、前年度の精算によるもの。同 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金537万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種費用の増額に伴うもの。16款 1 項 1 目 6 節県費・低所得者保険料軽減負担金3,000円の増額は、前年度の精算によるもの。19款 1 項 3 目 1 節国民健康保険事

業特別会計繰入金184万6,000円の増額、同4目1節介護保険特別会計繰入金4,822万9,000円の増額、同5目1節後期高齢者医療特別会計繰入金241万5,000円の増額、21款5項3目3節広域連合過年度収入1,263万円の増額は、いずれも前年度精算分でございます。

福祉事務所関係、15款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金21万円の増額は、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金として児童扶養手当システムの改修に対するもの。18款1項3目1節社会福祉費寄附金11万5,000円の増額は、ほのぼの福祉基金への寄附をいただいたもの。19款2項1目6節子育て支援基金繰入金225万円の減額は、住宅リフォーム振興助成金（子育て支援分）の財源を、過疎債（ソフト分）に振り替えるため。10ページ、11ページをお開きください。21款5項3目1節民生費過年度収入44万5,000円の増額は、前年度国県負担金等の精算に伴う民生費過年度収入でございます。

環境対策課関係、17款2項2目4節その他物品売払代15万円の増額は、エコバッグ売払代。21款5項3目2節一部事務組合過年度収入454万1,000円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、16款2項1目3節県費・移住・就業支援事業費補助金510万円の増額は、移住・就業支援事業費の増によるもの。同4目3節県費・水産業費補助金404万円の追加は、白浜及び須崎漁港小規模局部改良事業に対するもの。

建設課関係、13款1項1目1節住宅費分担金45万円の増額は、事業費の変更によるもの。15款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金1,667万5,000円の増額は、事業費の増によるもの。同2項5目3節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金、補正額はゼロ円でございますが、充当先を振り替えるもの。16款3項4目1節県費・土木費委託金179万2,000円の減額は、まどが浜海遊公園管理業務の減によるもの。12ページ、13ページをお開きください。21款4項1目1節用地事務受託収入280万円の増額は、伊豆縦貫自動車道の用地事務の事業量決定に伴うものでございます。

学校教育課関係、15款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金77万1,000円の増額は、放課後児童対策クラブの運営費及び白浜小学校放課後児童クラブ開設準備経費として交付されるもの。同6目1節国庫・小学校費補助金315万7,000円の増額及び同2節国庫・中学校費補助金4,298万6,000円の増額のうち学校保健特別対策事業費補助金は、前年度の精算によるもの、公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクールサポーター配置に対するもの。また、中学校費補助金のうち、学校施設環境改善交付金4,136万7,000円は、下田中学校屋内運動場改修費に対し、新たに補助金が内示されたもの。16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金

77万1,000円の増額は、国庫支出金同様、放課後児童クラブに対し交付されるもの。19款2項1目14節学校施設整備基金繰入金500万円の減額は、下田中学校再編整備事業費の増となるものの、国庫補助金の増により、財源としての基金取崩しを減額するもの。

選挙管理委員会事務局関係、15款3項1目3節国庫・衆議院議員選挙委託金21万7,000円及び同4節国庫・参議院議員選挙委託金29万2,000円の増額は、選挙執行経費の増額に充てるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費の増減につきましては、主に4月の人事異動に伴う調整及び時間外勤務手当の増額、また、会計年度任用職員人件費の増減につきましても、雇用する職員が決定したことによる調整となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務108万5,000円の減額は職員人件費の減、消耗品費、印刷製本費の増。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費807万2,000円の増額は職員人件費及び会計年度任用職員人件費。同0105庶務管理事務4万8,000円の増額は印刷製本費。同2目0110人事管理事務147万4,000円の増額は会計年度任用職員人件費等。同0111福利厚生事業50万8,000円の増額は職員健康診断等の不足額。同0112職員研修事業1万2,000円の減額は普通旅費の減及び職員研修業務委託の増。同4目0141例規関係事務48万4,000円の増額は例規データベース化業務委託の増。同0144情報公開推進事業110万円の増額は、改正後の個人情報保護法に対応するためファイル簿の整備を行うもの。同0146文書管理事務30万8,000円の増額は文書管理用の消耗品の購入。同5項1目0650統計調査総務事務98万円の減額及び同9項1目0910電算処理総務事業35万9,000円の減額は職員人件費。同0920ネットワーク推進事業294万円の増額は、インターネット系サーバの買換え及びその切替え業務を行うもの。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業1,009万7,000円の増額は職員人件費のほか、地区集会所建築補助金は外浦区集会所の屋根修繕に対するもの。同0243広域行政推進事業40万円の増額は、ゆるキャンSEASON2看板作成は静岡県及び東部地区で広域的に行うイベントの看板を作成するもの。同0248政策推進事業9万6,000円の増額は、みなとまちゾーン活性化協議会の回数増のため。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務68万4,000円の減額は職員人件費。同12目0300財政管理事務115万6,000円の減額及び同15目0350工事検査事務1,000円の増額は職員

人件費及びテクリス検索システム利用料は公共工事の業務実績情報データベースの利用料。同17目0380財政調整基金4億8,000万円の増額は、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金から財政調整基金に4億1,000万円を積み立て、さらに7,000万円を財源調整のため基金に積み立てるもの。16ページ、17ページをお開きください。同18目0385減債基金1億8,800万円の増額は基金に積み立てるもの。11款1項1目7700起債元金償還事務175万6,000円の増額及び同2目7710起債利子償還事務3,842万7,000円の減額は、令和2年度借入利率の確定によるもの。12款1項1目予備費2,080万3,000円の増額は歳入歳出調整額。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務283万7,000円の減額は職員人件費。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務33万7,000円の減額は職員人件費。同2目0470市民税課税事務100万円の増額は会計年度任用職員人件費及び消耗品費、駐車料は確定申告時の混雑対策として借り入れるもの。同0471資産税課税事務290万円の増額は、土地評価支援業務委託（新規）は、国のシステム標準化に向けて土地の評価システムを導入し、移行業務を行うものでございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業64万4,000円の増額は、敷根1号線沿線に通学路表示用標識を設置するもの。2款8項1目0860防災対策総務事務259万2,000円の増額は職員人件費ほか補正内容等欄記載のとおり。8款1項2目5810消防団活動推進事業214万6,000円の減額は職員人件費。同3目5860消防施設等整備事業203万2,000円の増額は板戸地区の貯水槽の修繕料、ほか4か所の半鐘塔解体工事でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務21万8,000円の増額は職員人件費のほか法改正による戸籍附票システム等の改修委託料。3款2項5目1410指定介護予防支援事業1万3,000円の増額及び同6項1目1850国民年金事務187万3,000円の減額は職員人件費。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金10万1,000円の増額及び同8項1目1950介護保険会計繰出金102万2,000円の減額は各特別会計繰出金の増減。同9項1目1960後期高齢者医療事業32万3,000円の減額は職員人件費。同1965後期高齢者医療会計繰出金114万9,000円の減額は職員人件費に係る後期高齢者医療特別会計繰出金。18ページ、19ページをお開きください。4款1項1目2000保健衛生総務事務989万8,000円の増額は職員人件費。同2目2020予防接種事業343万8,000円の増額は会計年度任用職員人件費、国庫返還金。同2022感染病予防事業188万円の増額は国庫返還金。同2023新型コロナワクチン接種事業603万7,000円の増額は、ワクチン接種事務の不足額及び令和2年度の精算分。同3目2040母子保健相談指導事業55万円の増額は国庫返還金。同4目2150健康増進事業18万1,000円の増額は会計年度任用職

員人件費及び健康相談報償費の増。同 6 目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務 2 万1,000円の減額は負担金の確定による減。同 7 目2100伊豆斎場組合負担事務76万4,000円の減額は、令和 2 年度の借入利率の確定による公債費の減に伴う負担金の減。同 8 目2070 災害医療体制強化推進事業 4 万1,000円の追加は救護所用備品を更新するものでございます。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目1000社会福祉総務事務663万6,000円の増額は職員人件費。同 2 目1052在宅身体障害者（児）援護事業814万円の増額は、会計年度任用職員人件費及び障害者医療に係る国・県返還金。同1053地域生活支援等事業 4 万9,000円の増額は国庫返還金。同 5 目1120障害福祉サービス事業608万6,000円の増額は国県返還金。同 6 目1150ほのぼの福祉基金11万5,000円の増額は、いただいた寄附金を積み立てるもの。同 2 項 3 目1300総合福祉会館管理運営事業91万5,000円の増額は電気設備の修繕料。同 3 項 1 目1450子ども家庭相談事業 8 万9,000円の増額は会計年度任用職員人件費。同1453児童扶養手当支給事業78万7,000円の増額は国庫返還金。同1456こんにちは赤ちゃん訪問事業 4 万8,000円の減額は会計年度任用職員人件費及び国庫返還金。同1461ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業393万円の増額及び同 2 目1510子育て世帯臨時特別給付金給付事務33万8,000円の増額は国庫返還金。同 4 項 1 目1750生活保護総務事務4,329万1,000円の増額は職員人件費及び国・県返還金。同1752生活保護適正実施推進事業230万8,000円の増額は補正内容等欄記載のとおりで、そのうち生活保護システム再構築及びネットワーク設定業務委託はシステムを更新するもの。20 ページ、21 ページをお開きください。同 2 目1761生活困窮者自立支援事業222万6,000円の増額は国庫返還金。

環境対策課関係、4 款 2 項 1 目2250清掃総務事務526万9,000円の減額は職員人件費。同 2 目2260ごみ処理手数料事務 1 万1,000円の増額は指定ごみ袋バーコード使用料。同 3 目2280ごみ収集事務385万9,000円の増額は補正内容等欄のとおり委託料ほか。同2281ごみ収集車両管理事業180万4,000円の増額は車両の修繕料。同 4 目2300焼却場管理事務2,105万5,000円の減額のうち下田市営じん芥処理場長期包括委託（債務）2,100万円の減額は、予算計上の債務負担限度額を契約額に変更するもの。同 5 目2380環境対策事務205万1,000円の増額のうち印刷製本費は、エコバッグ及び雑紙保管袋を作成するもの。同2381環境衛生事業29万7,000円の減額は会計年度任用職員人件費。同2382簡易給水施設整備事業287万8,000円の増額は、加増野 2 地区の簡易給水施設整備事業補助金でございます。

産業振興課関係、2 款 1 項10目0246移住・交流居住推進事業680万円の増額は、補助金の交付申請数の増によるもの。5 款 1 項 1 目3000農業委員会事務 7 万4,000円の減額及び同 2

目3050農業総務事務164万6,000円の減額は職員人件費、会計年度任用職員人件費。同3目3100農業振興事業29万円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、主に地域おこし協力隊に係る経費の増。同3103加増野農林水産処理加工施設管理事業280万円の増額は井戸水の配管及び排水路の修繕料。同4目3200農用施設維持管理事業1,105万円の増額は修繕料ほか。同5目3250基幹集落センター管理運営事業93万円の増額は修繕料。同2項1目3353有害鳥獣対策事業46万8,000円の増額は会計年度任用職員人件費ほか記載のとおり。同3目3450保健休養林管理事業80万円の増額は爪木崎自然公園間伐・剪定業務委託。同4項2目3750漁港管理事業44万5,000円の増額は職員人件費ほか漁港施設の修繕料。同4目3807漁港小規模局部改良事業1,010万円の追加は白浜・須崎漁港小規模局部改良工事。6款1項1目4000商工総務事務1,005万6,000円の減額は職員人件費。

22ページ、23ページをお開きください。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務1,042万7,000円の増額は職員人件費、消耗品費。同3目4350観光施設管理総務事務693万8,000円の増額は観光施設の修繕料等。同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業383万1,000円の増額も修繕料。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務46万7,000円の増額は職員人件費ほか補正内容等欄記載のとおり。同2目4501地籍調査事業16万1,000円の減額は会計年度任用職員人件費。同2項1目4550道路維持事業4,761万1,000円の増額は会計年度任用職員人件費、修繕料、市道維持補修工事。同2目4570交通安全施設整備事業950万円の増額は修繕料、交通安全施設設置工事。同4目4700橋梁維持事業70万円の減額は橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託の減額。同3項1目4800河川維持事業1,300万円の増額は修繕料、河川維持補修工事。同2目4900排水路維持事業700万円の増額は修繕料、排水路維持補修工事。同4項1目5100港湾総務事務179万2,000円の減額はまどが浜海遊公園管理業務委託費の減。同5101県営港湾事業負担事務1,000万円の増額は事業費の増によるもの。同5項1目5150都市計画総務事務341万7,000円の増額及び同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業315万6,000円の増額は職員人件費。同3目5200県営街路事業負担事務2,092万5,000円の増額は下田港横枕線街路事業負担金。同7項3目5630急傾斜地対策事業190万円の増額は、事業費の確定による急傾斜地崩壊対策事業負担金の増。10款2項2目7363公共道路橋梁施設災害復旧事業(7月1日災)2,500万円の増額は事業費の増によるものでございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業154万8,000円の減額は職員人件費、修繕料ほか補正内容等欄記載のとおり。同4目1600民間保育所事業210万2,000円の増

額は国・県返還金。同 5 目1670認定こども園管理運営事業258万5,000円の増額は職員人件費ほか記載のとおり。24ページ、25ページをお開きください。同 6 目1452放課後児童対策事業222万1,000円の増額は、主に来年 4 月より開設する白浜小学校放課後児童クラブの準備として、施設修繕、備品等を購入するもの。同 8 目1745地域子育て支援センター運営事業14万円の増額は国庫返還金。同 9 目1749子ども・子育て支援事業35万6,000円の増額は委員報酬の増、国・県返還金。9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務782万円の減額は教育長及び職員人件費の減ほか補正内容等欄記載のとおり。同 4 目6030児童・生徒適応指導事業14万5,000円の減額及び同6031特別支援教育体制推進事業54万6,000円の増額は会計年度任用職員人件費。同 2 項 1 目6050小学校管理事業1,220万8,000円の増額は補正内容等欄記載のとおり、職員人件費のほか各学校の修繕料等。同 2 目6090小学校教育振興事業174万円の増額は会計年度任用職員人件費のほか記載のとおりで、G I G A スクールサポーター配置促進業務委託はG I G A スクールの運用保守、サポートを委託するもの。同 3 項 1 目6150中学校管理事業949万4,000円の増額は職員人件費のほか記載のとおりで、中学校用地測量業務委託は稲生沢中学校の用地測量を行うもので、今後の活用を踏まえて敷地内の国有地面積等を確定するもの。同 2 目6190中学校教育振興事業93万6,000円の増額は、小学校同様、G I G A スクールサポーター配置促進業務を委託するもの。同 3 目6195中学校再編準備事業38万5,000円の増額は下田市立中学校閉校記念パンフレットを印刷するもの。同6196中学校再編整備事業3,405万3,000円の増額は、下田中学校グラウンド防球ネット設置工事3,200万円ほか記載のとおり。同 4 項 1 目6250幼稚園管理事業587万2,000円の減額は職員人件費ほかでございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 1 目6350社会教育総務事務95万1,000円の減額は職員人件費。同 2 目6401青少年健全育成事業 8 万9,000円の増額は、10月に開催予定の子ども・若者育成支援強化月間静岡県大会に係る謝礼等。同 4 目6500芸術文化振興事業12万8,000円の増額は会計年度任用職員人件費。同 5 目6550公民館管理運営事業1,430万円の増額は中央公民館電気設備改修工事。同 6 目6600図書館管理運営事業10万円の増額は職員人件費のほか修繕料。同 6 項 1 目6701社会体育活動推進事業20万円の増額は、第50回となる下田河津間駅伝競走大会の記念事業を開催するため。同 8 項 1 目6900下田市民文化会館管理運営事業1,405万円の増額は、いずれも施設改修に伴うもので、大ホール天井改修実施設計業務委託は天井の落下防止工事のための実施設計をするものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目0550選挙管理委員会事務26万3,000円の減額は職員人

件費。同 4 目0584衆議院議員選挙事務21万7,000円の増額及び同 5 目0583参議院議員選挙事務29万2,000円の増額は選挙に係る時間外勤務手当、駐車料でございます。

監査委員事務局、2 款 6 項 1 目0700監査委員事務42万3,000円の増額は職員人件費等でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。2時10分まで休憩します。

午後 1時56分休憩

午後 2時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明をお願いします。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 続きまして、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開きください。

令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の74ページから77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は15万7,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、30ページ、31ページ、歳出でございますが、3 款 1 項 1 目8030稲梓財産区基金積立金15万円の増額は、前年度繰越金の確定により財政調整基金積立金を増額するもの。5 款 1

項1目予備費7,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の89ページをお開きください。

令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の90ページから93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節基金繰入金231万7,000円の減額は駅前広場改修工事の完了に伴うものでございます。3款1項1目1節繰越金109万3,000円の増額は前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

34ページ、35ページ、歳出でございますが、2款1項1目8110駅前広場整備事業231万7,000円の減額は駅前広場改修工事の不用額。5款1項1目予備費109万3,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の105ページをお開きください。

令和3年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,890万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,490万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の106ページから109ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要36ページ、37ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目2節事務費等繰入金10万1,000円の増額は人事異動等による繰入金、人件費分の増。同2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金2,000万円の増額は財源調整のための繰入金の増。7款1項1目1節繰越金1,254万円の増額は前年度繰越金の確定によるもの。8款3項5目1節特定健康診査等負担金106万円の増額は前年度の精算分。同6目2節雑入520万3,000円の増は前年度の保険給付費等負担金精算金でございます。

38ページ、39ページ、歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務22万2,000円の増額は職員及び会計年度任用職員人件費。同2項1目8321国民健康保険徴収事務12万1,000円の減額は職員人件費。6款1項1目8490国民健康保険事業基金3,800万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金積立金に積み立てるもの。8款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務44万8,000円の増額は保険税還付金の増。同3目8530国民健康保険償還金事務155万5,000円の減額は前年度の保険給付費等交付金返還金の確定による。同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金184万6,000円の増額は前年度事務費精算分。9款1項1目予備費6万4,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の127ページをお開きください。

令和3年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,643万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の128ページから131ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によ

り御説明申し上げます。

補正予算の概要40ページ、41ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・介護給付費負担金・現年度分120万円の増額は介護予防サービス給付費等の増額に伴うもの。同2節国庫・介護給付費負担金・過年度分457万3,000円の増額は前年度の追加交付額。同2項1目1節国庫・調整交付金・現年度分30万円の増額は介護予防サービス給付費等の増額に伴うもの。同3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分82万8,000円の減額は地域支援事業の減額によるもの。同5目1節国庫・介護保険事業補助金144万円の追加は介護保険システム改修事業に対する補助金。4款1項1目1節介護給付費交付金・現年度分162万円の増額は介護予防サービス給付費等の増額に伴うもの。同2節介護給付費交付金・過年度分2,625万4,000円の増額及び同2目2節地域支援事業支援交付金・過年度分57万2,000円の増額は基金交付金の精算によるもの。42ページ、43ページをお開きください。5款1項1目1節県費・介護給付費負担金・現年度分75万円の増額は介護予防サービス給付費等の増額に伴うもの。同2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分41万3,000円の減額は地域支援事業に係る人件費の減に伴うもの。8款1項1目1節介護給付費繰入金・現年度分75万円の増額は介護予防サービス給付費等の増額に伴うもの。同3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分41万3,000円の減額は地域支援事業の財源。同4目1節職員給与費等繰入金143万4,000円の減は人事異動に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減。同5目1節低所得者保険料軽減負担金繰入金7万5,000円の増は精算によるもの。9款1項1目1節繰越金1億1,898万5,000円の増額は前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

44ページ、45ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務150万円の減額は職員人件費等。同3項2目9207認定調査等事務6万7,000円の増額は会計年度任用職員人件費。2款2項1目9245介護予防サービス給付事務300万円の増額及び同3目9249地域密着型介護予防サービス給付事務300万円の増額は、今後サービス給付費に不足を生じるため。3款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業9万6,000円の減額、同3項1目9349総合相談事業198万9,000円の減額及び同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業6万4,000円の減額は職員及び会計年度任用職員人件費。4款1項1目9375介護給付費準備基金積立金8,583万4,000円の増額は介護給付費準備基金への積み立てるもの。6款1項3目9397介護保険償還金事務

1,669万7,000円の増額は国県返還金。同2項1目9398介護保険一般会計繰出金4,822万9,000円の増額は決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの。7款1項1目予備費25万3,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の153ページをお開きください。

令和3年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ743万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,656万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の154ページから157ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要46ページ、47ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料・現年度分125万円の減額及び同2目1節普通徴収保険料・現年度分841万8,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく後期高齢者医療保険料の調定額の見込みによるもの。3款1項1目1節事務費繰入金114万9,000円の減額は職員人件費の減に伴う繰入金の減。4款1項1目1節繰越金221万3,000円の増額は前年度の決算確定によるもの。5款2項1目1節保険料還付金116万5,000円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金でございます。

48ページ、49ページ、歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務114万9,000円の減額は職員人件費等。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金987万円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金が減額となるもの。3款1項1目8760保険料還付金116万5,000円の増額は前年度の決算に伴う保険料還付金の増。同2項1目8780他会計繰出金241万5,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の171ページをお開きください。

令和3年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,395万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の172ページから175ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要50ページ、51ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節繰越金35万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

52ページ、53ページ、歳出でございますが、3款1項2目9009起債利子償還事務19万4,000円の減額は長期債利子の確定によるもの。4款1項1目予備費55万1,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

概要の54ページから59ページには、4月の人事異動に伴う人件費の増減につきまして、総括、会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員の順で、会計ごとに一覧表を添付させていただきました。

以上、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）から議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございますが、令和2年度決算額確定による長期前受金戻入の減額、減価償却費の減額、利息確定による企業債利息の減額及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和3年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和3年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計5億6,619万5,000円を5億6,553万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、収入で第1款水道事業収益を3万9,000円減額し、6億7,618万円とするもので、その内訳とし、第2項営業外収益を3万9,000円減額し、2,705万2,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を848万9,000円減額し、6億2,157万6,000円とするもので、その内訳とし、第1項営業費用を733万8,000円減額し、5億6,957万6,000円に、第2項営業外費用を115万1,000円減額し、4,300万円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書中、不足する額3億4,144万5,000円を不足する額3億4,078万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,655万7,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,563万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億4,278万7,000円を当年度分損益勘定留保資金2億4,208万6,000円に、減債積立金6,210万1,000円を減債積立金6,306万5,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の補正予定額はございません。

支出でございますが、第1款資本的支出を65万7,000円減額し7億3,512万4,000円とするもので、その内訳とし、第1項建設改良費を65万7,000円減額し5億6,831万9,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとし、第1号は、職員給与費9,335万7,000円を8,614万4,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

令和3年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1 款水道事業収益の3万9,000円減額は、2 項営業外収益3 目長期前受金戻入で、令和2年度決算額確定による減額によるものでございます。

次に支出でございますが、1 款水道事業費用を848万9,000円減額するもので、1 項営業費用733万8,000円の減額は、1 目原水及び浄水費から5 目総係費の人件費の減額によるもの。6 目減価償却費78万2,000円の減額は、令和2年度決算額確定による減額によるものでございます。2 項営業外費用115万1,000円の減額は、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入利率の確定、2 目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

資本的支出でございます。1 款資本的支出は65万7,000円減額するもので、内訳としまして、1 項建設改良費1 目改良工事費65万7,000円の減額は人件費の調整によるものでございます。

8 ページ、9 ページは給与費明細書でございます。

10ページから12ページを御覧ください。

令和3年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は67億7,422万8,000円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は67億7,422万8,000円となりまして、さきの資産合計と一致しまして、貸借対照表は符合しているものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億2,088万9,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス5億1,660万9,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが2億1,146万8,000円となりまして、資金増加額がマイナス8,425万2,000円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高3億8,378万6,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億9,953万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきまして、令和2年度決算確定による長期前受金戻入の減額、収益的支出及び資本的支出におきまして、令和2年度決算確定による減価償却費の増額、令和2年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の25ページをお開きください。

まず、第1条でございますけれども、令和3年度下田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和3年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計2億2,766万4,000円を2億2,847万6,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款下水道事業収益を24万円減額し8億7,343万6,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を24万円減額し7億2,657万3,000円とするものでございます。

支出で、第1款下水道事業費用を149万9,000円減額し7億613万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を175万2,000円増額し6億3,914万5,000円、第2項営業外費用を325万1,000円減額し5,698万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書中、不足する額3億9,117万2,000円を不足する額3億9,198万4,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,034万円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,036万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億1,908万2,000円を当年度分損益勘定留保資金2億2,092万9,000円に、減債積立金5,810万1,000円を減債積立金1億4,006万1,000円に、当年度利益剰余金予定処分額1億364万9,000円を当年度利益剰余金予定処分額2,063万2,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、補正予定額はございません。

支出でございますが、第1款資本的支出を81万2,000円増額し6億9,513万6,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を81万2,000円増額し2億2,847万6,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第9条を次

のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費2,673万3,000円を2,770万6,000円に改めるものでございます。

続いて、28ページ、29ページをお願いいたします。

予算に関する説明でございます。

令和3年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款下水道事業収益を24万円減額するもので、内訳としまして2項営業外収益24万円の減額は、令和2年度決算確定による3目長期前受金戻入の減額でございます。

次に、支出でございます。1款下水道事業費用を149万9,000円減額するもので、内訳としまして、1項営業費用175万2,000円の増額は4目総係費の人件費の増減による増額、5目減価償却費の増額は令和2年度決算整理によるもの、2項営業外費用325万1,000円の減額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息の確定によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、1款資本的支出を81万2,000円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費81万2,000円増額は、1目管渠整備事業費及び2目処理場改良事業費は人件費の増減額の調整によるものでございます。

32ページ、33ページは給与費明細書でございまして、34ページから36ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、34ページ末尾に記載してございますように、資産合計は111億3,462万6,000円となるものでございます。

また、36ページの末尾に記載してございますように、負債資本合計は111億3,462万6,000円となり、先ほどの資産合計と一致いたしまして、貸借対照表は符合しているものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億4,901万6,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス9,923万8,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億5,748万9,000円となりまして、資金増加額がマイナス771万1,000円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高1億1,126万9,000円に資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億355万8,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 議第46号から議第54号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第46号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 補正予算書の12ページの臨時財政対策債4億6,000万円を3億5,990万円と1億10万円の減額をしてるわけですが、この理由についてお尋ねをしたいと思います。臨時財政対策債を減額したそれぞれのやりくりといたしますか、そういうものについて、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 臨時財政対策債というのは交付税とセットでございまして、交付税の財源不足とかによって、国が借金をして交付税の振替財源として臨時財政対策債というのがあるわけですが、今回、臨時財政対策債を1億10万円減額したのは、交付税とセットでございまして、普通交付税のほうも補正してございます。普通交付税のほうは、今回の増額で、普通交付税は予算書の18ページ、19ページですが、3億2,631万2,000円増額しております。国のほうで、今回当初予算をつくるに当たっては、国の地財計画のほうで交付税の伸びですとか、臨時財政対策債の伸びを見込んで当初予算のほうをつくったわけなんですけれども、それによって下田市は結果的に交付税が確定した場合に、国の借金とどうか、借金である国の臨時財政対策債というよりも、交付税として現金で頂けるということになりましたので、起債のほうは減額となったということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 分かりました。状況は交付税で措置されるから、臨時財政対策債を減額したということの理由は分かりました。しかし実態的には臨時財政対策債を変更しないで借り得る条件はあると、こう理解してよろしいのかと。振り替えたから、その条件がなくなってしまうという具合に考えるべきものなのかということを重ねてお尋ねしたいと思います。

す。

それから、予算の概要のほうの11ページですけど、まどが浜海遊公園の管理業務を179万2,000円減額をしてるわけでありますが、これはどういうことかと。建設課が受けて、実態的には公社に委託をするという、こういう仕組みになっている中で、どうして179万円もの減額となったのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、17ページの防災安全課の通学路表示、この標識の設置業務64万4,000円、中学校の統廃合に絡めて進めるということだろうと思うんですが、どのようなことを具体的に今、64万4,000円で考えてるのかと。そして、中学校の通学路については、標識を替えるだけで済むような課題ではないんじゃないかと。もう少しきっちりした安全対策というのを取るべきではないかと思うわけでありますが、どういう見解で取りあえず通学路の表示を設置しようということになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、23ページの建設課の市道維持補修工4,000万円の追加補正をしているわけですが、具体的にどういうところを今検討して、この金額で足りるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、県営街路工事の負担金が2,092万5,000円出ておりますが、これについても併せてお尋ねをしたいと思います。

さらに、25ページのG I G Aスクールサポーターの配置促進業務93万6,000円という事業が出ておりますが、これは具体的にどのような業務になって、どういう方々が対象として業務委託、受託することになるのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、中央公民館の電気設備改修工事を2,430万円でするんだと、こういうことですが、これも併せてどういう内容なのか。

さらに、下田市民文化会館の自動火災報知器を更新するんだと、時期的に法的に更新をしなければならない時期に来たということであろうかと思いますが、これもどういう内容で、どういう事業をするのかと。併せまして、この天井の改修工事の設計の業務委託をするんだということですが、天井の業務の設計委託というのはどういう内容のために必要なのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

以上、お尋ねいたします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 臨時財政対策債でございますけれども、地方交付税の財源不足について、国と地方で折半して財源不足を補うというところなんですけれども、交付税の算

定の中で臨時財政対策債が発行可能額ということで金額が決まりますので、今回減額して、その金額が発行可能額ということで、これ以上は本年度については臨時財政対策債は借りられないということでございます。その分、交付税が増えているということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） まず、まどが浜海遊公園の179万2,000円の減額理由なんです、これ、当初予算編成時、振興公社のほうから1名増員にならないかなという相談を受けまして、県のほうに要求を出したところなんです、当初予算決定前に県のほうの回答が来ず、うちのほうは1名増員ということで予算措置をさせていただいたところなんです、県の確定額として、結局1名の増員がつかなかったことによることで、例年どおりの契約額になったということでございます。

続いて、通学路の安全対策につきましては、ちょっと道路維持の今回の4,000万円の補正とちょっと絡んできますが、今回、中学校統合に係って、教育委員会と建設課、土木事務所、警察と通学路の安全点検を行いました。その中で、危険箇所だと思われるところについては、その道路維持の中で全て対応しようということで、この4,000万円の中にその対策費が入っているという考えであります。通常の道路維持につきましては、現在16件ほど予定はしております。場所についてはいろいろなんです、地区要望に應えるために4,000万円という補正をお願いしてるところでございます。

県営街路負担金につきましては、当初予算について県のほうが事業費が確定しておらず、途中で事業費が1億3,950万円という事業費が確定されました。それに対する15%の下田港線の街路事業に対する負担金となります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 今、建設課長から説明があったように、関係機関との調整協議によって、今回、防災安全課のほうでは通学路表示等標識設置業務というところで、中学統合に伴って通学者が増える、敷根1号線沿いに電柱が40本程度あるんですけども、そこに安全を促す表示と反射板を設置して、通行安全を促すという措置を行うための予算でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まずG I G Aスクールサポーターの配置の支援業務委託についてお答えをいたします。

各学校、小中学校にG I G Aスクール構想として端末、学習用端末が昨年度配置をされました。今年の4月から各学校、授業の中で本格的な使用が始まったわけなんですけど、そういった中で、機器の設定のトラブルであったり接続のトラブル、また使用方法について先生とかでも戸惑っている部分があるというところで、また、教職員の負担というところも増えているというようなお話がありました。そういった中、国の補助金のほうを活用しまして、ICTの専門的な知識を持ったG I G Aスクールサポーターという形で、小中学校合わせて2名を配置して、トラブル解決の支援であるとか、ICT機器の設定のサポート、または機器の活用のアドバイスとかをいただくような形で進めていきたいというふうなものでございます。

それから、中学校の安全対策の部分で、今後、自転車通学の生徒も増えてきます。そういった中で、警察とも今、協議をして、その通行のモデルルートとか、そういうソフト的な部分についても教育委員会のほうで対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私のほうからは3点ほど、説明をさせていただきます。

まず、中央公民館の電気設備改修工事につきましては、受電設備の老朽化ということで、突発的な停電事故に至るおそれがあるという点検報告を踏まえまして、引込ケーブルの、引込配管のその更新の工事と、キュービクルの更新工事が主なものになります。こちら20年以上、ケーブルのほうは経過をして取替え時期ということだったんですが、30年以上たつてるということと、また変圧器、受電設備の高圧コンデンサも25年が大体更新の時期ということですが、30年以上、同じくオーバーしてるということで、今回キュービクル更新とケーブルのほうを更新工事ということで、電気設備の改修工事をさせていただきたいと思います。

2点目になります。文化会館の自動火災報知設備更新工事、こちら当初の部分になりまして、受信機のほうもう全てメーカーにて部品が生産が終了しているということで、何かあったときにはもう対応ができないということなものですから、一式更新を、発信機が11個、ベルのほう13個あるんですが、それと受電盤のほうと一式、交換を今回させていただきたいということで計上させていただきました。

3点目のほうが、大ホールの天井改修の実施設計になります。こちらが令和2年度で基本

計画のほうを策定して、それに基づいて、今回実施設計という形になるんですが、令和2年度のその基本計画のときに、約8種類、7項目で比較検討をして、大きく2点に振り分けられています。1つは、準構造の耐震天井とする場合と、あとは天井の落下防止措置を取る方法ということで大きく分かれています。準構造耐震というのは鉄骨下地を入れて、要は耐震化を図って、あそこはワイヤーメッシュの天井の間に照明機器、空調設備が入って、その作業をするキャットウォークなどがあって、その辺をしっかり固定をして、要は耐震化をしっかりしたほうがいいですよという形での改修の部分と、あとは一層のネット部分が落ちないように、一層のワイヤーメッシュの下にネットを張りつけて、万が一、落ちたときのためにそれで支えるというようなネット工法。ただ、それに関しても、ある程度、既存の鉄骨だとか、鉄筋コンクリートにはしっかり金具留めはするということなんなんですが、その2つの方法が大きく最終的に上げられています。そういう中で、会館自体が大規模な地震に伴って、津波の災害のときには、その後はどちらかという避難されるようになってまして、その後、避難所というよりかは、災害時の事故防止、要はお客さんたちが何しろ逃げられるようにというのを最優先したほうがいいんじゃないですかというような報告で、ネット工法のほうが工期的にもコスト的にも安いというところで総合的に判断をして、ネット工法が一番よいというような報告書に基づいて、そのための実施設計をこの補正で上げさせていただいたという経過になります。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） 臨時財政対策債についてはよく分かりました。

それから、このまどが浜公園につきましては、下田へ入ってきたところの、やはり重要なポイントで、お客さんがそこへ一度は駐車したり、とどまるところであろうかと思えます。県の施設とはいえ、実質的には下田を代表するような施設の場所となっているわけですので、ぜひとも県にもきっちり要望されて、残念な1人減の結果になったということだろうと思えますけども、再度交渉して、きっちり管理ができるような体制をお願いをしたいと、こういう具合に思えます。

それから、40本ある敷根1号線の中学校へ向けてのそれぞれの電柱に表示をするということは、車を運転してる人たちに恐らく注意をしてくださいよと、そういう注意勧告の看板をかけるという具合に理解してよろしいのかと。そうしますと、この4,000万円で、この通学路についての建設課のほうの道路工事の4,000万円の幾らかを使って安全対策をするんだと、

こういうお話でございますが、具体的に今時点でどういう改修を、改善を考えられてるのかと。歩道等がどういう具合になるのか、あるいは自転車通学の子どもたちがどういう具合になるのか、そういうことを想定して、この予算が組まれているのかどうなのか、併せてもう少し詳しい内容をお尋ねしたいと思います。

それから、市民文化会館のホール等々の体制については分かりました。

それから、G I G Aスクールのサポーター、それぞれ小学校、中学校。中学校は1校になりますので、1名の担当者の方が常駐をするということになるのかどうなのか。小学校はそれぞれ各地にあるわけですので、その2名の指導者の方でどのような指導がなされることになるのか。とても実際トラブルが起きたら、2名で対応できるのかなというのを思いもいたしますけども、いないよりもいたほうがいいという1つのテストケースとして始めてるのかどうなのか。きっちり計画が組まれて2名という人員、93万6,000円が予算措置されているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） まどが浜海遊公園については、再度お願いしていきたく思っております。

安全対策につきましては、今、沢登議員が言った、電柱にそっちの看板をつけるのは防災安全課のほうの予算でやって、建設課のほうの道路維持の予算では、敷根1号線だけではなく、いろいろ通学路がありますので、主に転落防止、危険なところの柵をつけていくのがメインになっていくという形と、あと路面の悪いところ、歩道の悪いところを直すような形になっていくという予定でいます。

以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 通学路の標識につきましては、議員のおっしゃるとおり、通行する車にスクールゾーンということを促すための措置でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） G I G Aスクールサポーターにつきましては、学校に常駐というわけではございませんで、2名のG I G Aスクールサポーターが中学校合わせて、小中合わせて11校を巡回して対応していただく。また、ヘルプデスクみたいな機能で、学校で困り事があったときに、そこに対応していただくとか、そういったような対応を予定しており

ます。

以上です。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。3時25分まで休憩します。

午後 3時 9分休憩

午後 3時25分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

質疑はございますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 2点ほどお願いします。

補正第8号概要書で、20ページ、21ページ、産業振興課の0246移住・交流居住推進事業についてです。移住・定住については産業振興課さんは非常に優秀だなということで評価しております。今回もさらに680万円の増額補正ということで、とてもいいことだと思うんですが、この実績について、今期について、数字の部分を教えていただきたいと思います。ついでに、もし可能であれば就業先企業名も教えていただけたらなと思うところですのでお願いします。

それから、同じく概要の24、25ページ、学校教育課の6190GIGAスクールサポーター配置促進業務委託ですけれども、先日、全協でも触れましたが、私はこの端末を使ってオンライン授業を少しでも始める、そのテストも始めるべきだと思っております。磐田市などはテストを実際に開始しているところですが、このGIGAスクールサポーター、そういうオンラインの授業についても視野に入ったものかどうか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 移住就業支援補助金ということで、現在、当初予算では申請を含めて4件がございまして、起業が1、テレワーク3の内訳となっております。今回、5件ほど別に相談がありまして、それとプラスあと2件ほどの予算を今回お願いしているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） G I G Aスクールサポーターの配置の関係でございます。このサポーターの業務の中で、機器の接続の支援であったり、操作方法の支援というところも含まれてございますので、そういったウェブに対応した関係も業務に含まれているというところでございます。

それから、今の下田市の状況でございますが、1学期につきましては、まず学校内での使う、授業等で使うことを優先的に取り組んできております。それから今現在、Z o o mを使って、もし休校とか学級閉鎖とかになった場合を想定して、家庭に持ち帰った場合、Z o o mを利用して教員と各家庭の児童生徒とコミュニケーションを取って、朝のホームルームをやったりとか、その日の課題を与えたりとか、そういったようなことができるようにということを進めております。今、モデルケースで、朝日小において、教室内へまずは先生と生徒とでZ o o mを使ったやり取りのテストを始めたところです。ほかの学校についても今後それを同様に進めていって、またモデルケースで持ち帰りのテスト等も今後やっていく予定となっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

補正予算書の説明書の10ページ、債務負担行為に関するものでございます。新下田中学校通学バス通行業務委託料ということで、契約年度を含む4か年で約6,000万円ということで、業務自体は3か年で年間当たり約2,000万円というふうに読み取れますが、これまで検討されてきました統合準備委員会の資料、こちらは当初、自転車通学とバス通学の見直しがされる前の資料でございますので、参考ということでございますが、バスの運行委託については、令和4年度から1,100万円というような形で説明の記載がございましたので、2キロ、4キロの見直しの関係で、恐らくこの通学バスの委託の変更もあるのかなと思いますが、1,100万円から約2,000万円への変更に関するこのスクールバスの運行形態について、少し説明をいただければと思います。

併せまして、こちらについては令和4年度の新年度予算案の中で出てくるのかなと思いますが、通学の中の全体の予算ということで決まってるようであれば、総務文教委員会のほうに資料の提出をお願いしたいなと思いますが、関連して路線バスの補助想定額、また自転車

購入補助の想定額等も決まっていたら、こちらについては委員会のほうで詳細、説明いただければと思います。

2点目でございます。こちらは補正予算書の概要の54ページ以降、人件費予算の分でございます。時間外のところで、54ページ資料には当初補正前、約6,000万円から補正後9,000万円ということで、3,000万円強の増額という形になっております。次ページ以降見ますと、当然、特別職、また会計年度任用職員の方の時間外はないということで、一般職の方々の時間外が約1.5倍、予算上増えてるのかなと思われませんが、コロナの対応等で職員の皆様も御苦労されてるところかと思いますが、今回このように約1.5倍になったという要因分析等があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、中学校の通学バスの関係でございます。まず、運行の形態でございますが、通学バス2台、これはマイクロバスで定員29名のものを想定しております。この2台を平日及び土日、祝日、また夏休み等の各休業日のうち部活動実施日については1日3便を各2コースの運行。それから4月から7月については2便になります。それと部活動の大会等の参加のための運行。また平日、通学に使っていない時間帯については、小学校等の校外学習等の行事の運行の分を見込んでおります。運行日数的には、平日、休日分合わせて284日程度ということで見込んでおります。こういったことから、金額のほう少し伸びてしまったというところでございます。

それから、来年度の部分については、今想定している部分ということで、ちょっと今日、今手持ちではないんですが、また委員会のほう等でお示しをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、総務課のほうからは、人件費の時間外についてということで答弁申し上げます。

確かに一般会計だけでも今回の補正額、総額で3,000万円の時間外の補正ということになってございます。主に多いのは総務課、企画課、それから税務課、それから市民保健課、そういったことで、あと観光課と防災安全、学校教育もあろうかと思っておりますけども、それぞれ市民保健についてはコロナもあろうかと思っておりますけども、その他についてもどうしても仕事が大変だという言い方もおかしいですけども、1人当たりの平均が非常に高い、勤務時間が多いところというのはその辺の課になろうかと思っております。この辺の課については、常に大体

多いという傾向にあるかというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） マイクロバスの運行の部分で、様々な要因で、当初1,100万円から約2,000万円という御説明でございましたが、当初見込んでなかった、このバスの運用内容というところで確認を再度させていただきたいと思います。

あと時間外のほうにつきましては、決算の中で主要な施策の部分で、メンタルヘルスであったり、健康診断の受診率は民間さんに比べて結構低いなというのが正直な感想でございます。やはり時間外というものは、そういった精神的にも健康面の面でも影響がございますので、そちらの健康診断とか、メンタルヘルスの部分でカバーいただければなということで、要望で終わらせていただきたいと思います。

マイクロバスの新規の運用の部分について確認させてください。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 当初想定しておりました日数的にも部活動の実施の日数的なものが増えていたりとか、あと小学校での課外活動で実施する日数等も、現在のところ、年間100日程度利用するという形での想定に増えております。それから部活動での利用も年間40回程度ということ、そういった部分もございまして、金額のほうが増えているというところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 25ページの文化会館の6900番、工事で大ホール。

議長（滝内久生君） マイクを近づけていただけますか。

6番（佐々木清和君） ホールの天井改修、それからワイヤレス、自動火災報知器などなど、項目が上がっておりますが、毎年、音楽祭などで使わせていただいて、皆さんにはお世話になってるんですが、今回、天井工事があるということで、聞きましたら6か月工期を見てると、異常に長いなと、普通のあれですと、もっと短縮して、利用者のために合理的な施工というのは考えるんですが、建物を建てるんでも1年半あれば建てられるのに、天井張り替えるだけで半年というのはちょっとどうかと。それに伴って、その調査をした資料、どうい

う前提で天井を張り替えるのか、どういう仕様で天井を改修するのか、これはここで答えていただかなくても、担当課の方から資料を頂ければ大丈夫だと思います。

それから火報の感知器も、これ専門的になりますが、古いから取り替えると言っておりましたけども、火報に関しては古くてもマッチングするように設計されておりまして、何十年も前の火報でも部品を入れ替えれば使えるようになってますので、この辺の工事の仕様を資料として頂ければと思います。

ワイヤレスマイクも同じことで、300万円、非常に高いマイクです。これも一斉に替えなきゃいけないのか、何チャンネル使ってるか分かりませんが、工事に対する仕様書を、この場でなくても結構ですから、後ほど、私が判断できるような資料を頂ければと思います。

というのは、毎年同じような額の修理費が文化会館から出ておりますけど、アンプの交換、それから何年か前のバトンのロープ、これも何百万円ということで、それなりに聞いてましたら、非破壊検査もしないで何年かたったからバトンのロープを替えると。僕はこういう考え方はおかしいと。何年たったから替えるのではなくて、非破壊検査をして、ああ、これは危ないなというんで替えるのであればいいけども、何年たったから替えますという、あまりにもお役所的な発想で予算を要求してるのではないかなという前提が頭の中にあるものですから、今回の工事につきましては、天井の調査、できれば写真含めて、それから施工、それから火災報知器のどういうところをどういうふうに直すのか、天井の張り替えの工期、そういうものを含めて専門的に分かる資料があれば頂ければと思います。いかがでございましょうか。

以上です。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 天井のほうは、そのための実施設計をするということで、前年度行いました基本計画のほうの報告書に基づいてというところになりますので、その辺の資料を提出させていただければというふうに思います。

あと、そのほか2件に関しては、分かるような資料を提出させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） できれば市長にお答えいただければと思うんですが、これ、消耗品、これ、消防の消防車も含めてそうですけども、何年たったから替えるということではなくて、実際にその劣化状況がどうなってるのか、その状況を判断して物を交換するという形にしな

いと、何年たったから替える、替えるということになると、市民の税金が垂れ流しになると思いますので、そういう更改に当たっては、各課で慎重にやっていただけないでしょうか。市長の考え、感じが、これ、土木におられたときにもそういう経験があると思うんですけども、そういう物品の更改についての認識があればお伺いさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 貴重な御意見ありがとうございます。私も今の佐々木議員の考え方に賛同するものでございますので、今後、善処したいと思います。ありがとうございます。

会議時間の延長

議長（滝内久生君） ここで、会議時間を延長します。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 1点お聞きします。

補正予算書の説明書の39ページの1452事業、放課後児童対策事業、これ、小学校の学区の中で最後の学童の設置だと思えます。白浜、ありがとうございます。白浜小学校のパソコン室というようなお話をお聞きしていますが、これに関して、来年度、4月というお話を聞いたと思えます。その中で、これ、また来年度のお話になるんですけども、来年度の当初予算に多分組み込まれるのではないかと思うんですけど、この職員さんの配置、何名かと、またその辺りをちょっと、今現状で分かる範囲で構わないので、教えていただけたらと思えます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 学童保育、白浜地区の職員の配置でございますが、基本的には2名の職員を配置する予定でございます。そのうち1名につきましては、現在、他の放課後児童クラブで活動していて、支援員の資格を持っている者を配置する予定でございます。それから、その人員の確保でございますが、今後、募集をかけるような形になりますけども、今までもいろんな、例えば学童関係のアンケートを取る中で、保護者の方に学童の支援員の仕事に興味がある方という形で配ったりして、ちょっと情報を集めているようなところでございます。今後、支援員の確保について努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。親御さんたちも非常に楽しみにしておりますので、ぜひとも4月に設置をお願いしたいと思います。

終わります。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第47号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第48号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 33ページのこの駅前広場事業繰入金231万7,000円の減額ですが、工事費そのものが減になったからという、こういう説明でございましたが、この内容について、実態をもう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 工事費の231万7,000円の減額につきましては、駅前のテントの支柱がさびていまして、塗り替えの工事を発注したところなんです。テントのほうが一回、テントのほうも老朽化著しく、張り替えると、テントがもうつかない状況だという話になりまして、そこはテントの張り替えを除いて、塗装のみを行ったと。なもんでテントのひものところについては、ちょっと塗装ができてない状態ということで、テントの張り替え、撤去、

再張りというのがなくなったという工事になります。その分が減額対象ということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 減額の理由は分かりましたが、そうしますと、この今のテント、張られてるテントはどのくらいもつのか、張り替える必要がすぐに出てくるのか、そこら辺の判断はいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） このテントの張り替えの時期というのはまた難しいもので、台風とか突風が、やっぱり風速何十メートルとあれば、張り替えてもすぐ飛びますし、通常の風であればもつという判断でございます。台風のような突風が来ると、ちょっとやばいかなという感じがいたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第49号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 36ページの国民健康保険事業繰入金2,000万円、あるいは繰越金1,254万円、これと支出のほうの国民健康保険事業基金3,800万円、結局3,800万円の基金の繰入れをするために、この繰入金、繰越金等の歳入を充てるのかと、こういう予算の内容なのかということをお尋ねしたいと。この国保の補正予算の主たる意味するところはどこなのかと。

そして、今年度の決算で言えば、1億何千万円も国保が歳出のほうが少ないと济むという、大変いい成績を上げてるといえるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の給付金がなくなった理由といいますか、成果というんでしょうか、そういう点も併せて、分かればお話しいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、国民健康保険事業特別会計の、恐れ入ります、概要の38、39ページをお開きください。上から4段目にございます、6款1項1目8490の国民健康保険事業基金積立金3,800万円でございます。平成30年に基金条例を改正いたしまして、基金条例の中で積立てにつきましては、繰越金から翌年度の精算金を差し引いた額の2分の1以上を積み立てるといふうに一般会計の財政調整基金と同じ仕組みをつくらせていただいたことから、3,800万円を積み立てなければならないというところになります。差引き、返還金等もございますので、歳入のほうで基金繰入金のほうを2,000万円、別途計上させていただいたということで御理解ください。よって、令和3年度につきましては、繰入れの合計額が1億7,000万円、積立てについては3,800万4,000円となるものでございます。

それから、令和2年度の保険給付のほうの少ない部分につきましては、分析の中では、やはりコロナ禍によります受診控えが相当あったものと思っています。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第50号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第51号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 1点だけ、歳入が743万9,000円の減額予算となっておりますが、こ

の減額される理由はいかなるものかと。支出のほうを見ますと、この主なるものは納付金の減になっているわけですが、納付金の減と、この歳入の減との関係はどんな形になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 恐れ入ります、概要の46、47ページをお開きください。上から2番目及び3番目になりますけども、特別徴収保険料、現年度分、それから普通徴収保険料、現年度分、双方合わせまして1,000万円弱の当初賦課の調定額がやはり減少したためというふうに御理解ください。後期高齢者につきましては、昭和20年の方からが75歳になるということで、大分収入のほうをある程度見ておりましたが、当初賦課に伴って保険料が減と算出されたものでございます。これに伴いまして、保険料につきましては、48、49ページにございます2款1項1目8750で、こちらを全額、広域連合納付金としてお支払いするものですから、同額を減額したものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第52号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第53号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第54号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第4号 1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 議長の御指名によりまして提案をさせていただきます。

発議第4号 1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置について。

1市3町の広域ごみ処理計画に係る調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年9月14日提出。

提出者、下田市議会議員、佐々木清和。

賛成者、下田市議会議員、矢田部邦夫。

提案の理由でございますが、下田市が中心になって本年度から進められている1市3町の広域ごみ処理計画は、今後の下田市のまちづくりにとっても市民の暮らしと健康に関わることにおいても極めて重大な問題であります。こうした観点から、議会として調査、検討をすべきであるため提案をさせていただきます。

1市3町広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び下田市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会。

定員の数は8名以内。

調査の事項、1市3町の広域ごみ処理計画に関する事項。

委員の任期、審査報告し、審議が終了するまでとする。

設置期間、当該調査事項の目的が達成するまで設置するものとし、議会閉会中もなお調査研究のため活動できるものとします。

令和3年9月14日。

静岡県下田市議会。

ということで、それで皆様に補足の説明をさせていただきます。

下田市は近い将来、もろもろの施設の維持管理、福利厚生含め、大きな予算を伴う案件が山積されております。焼却炉建設の案では100億円を超える大きな金額を使って、この計画を進めることになっております。私はこのことについては、もっと真剣に市民の意見を聞いて進むべきと考えております。

各町の議員さんとも個々に討議をさせていただいた経過もあります。各町の議員さんの中には、そうだな、ちょっと心配だなと言う方もいますし、下田がそう言うのであれば、その流れに乗ればいいんじゃないかなという認識の議員さんもおりました。俯瞰的に見させていただきますと、細かくどういうところにどういう問題があるのかということ認識して結論を出したのかなという感じを私は受けております。

また、各町の市民の皆様も同じ思いの方が大多数でした。焼却場の統一について、下田がやるのであればいいんじゃないかな。その問題についての細かなことは、よく分からないよと、下田がやるのであればいいんじゃないのという、そんな意見も耳にさせていただきました。

このような環境で私が提案させていただくのは、議会の議員の皆様、賛成の方、反対の方、いろいろ気持ちはあると思いますが、もう一度、真剣に討議をしていただけませんか。それが毎日を精いっぱい頑張っている市民の皆様への義務ではないかと思っております。

市長がおっしゃられたように、私はリサイクル、分別が最優先されるべきだと思っております。それはどういうことかといいますと、それを完全に整備することによって、結果として焼却するごみの量などが算定、確定されるはずで、急ぐべきはリサイクル、分別の施設の整備ではないかと思っております。これは市長と私の考えが一致してるとはいいかなと自分では理解をさせていただいております。

そんな時間があるのかということなんですが、実は各町の焼却施設は、まだ耐用年数があ

ります。3町と協力すれば、まだまだ時間はあると思っております。例えば下田市の焼却施設に限界が感じられた場合は、他町と協力して、下田の焼却を依頼することもできます。そういう措置を取りながら時間を有効に使って、市民の税金が無駄にならないようなことに持っていくのが議会の役目だと思っております。他町との協力で、あと10年は耐用する時間はあると私は思っております。

世の中は量子的進歩をしています。日本も焼却関連技術も、設備も、新たな流れが来るのではと思っております。下田の議会でも正確な資料を基に、専門家と言われる方の意見などもないまま、正確な情報と資料を参照し、真剣に議論しなければと思っておりますが、このような議論は議会ではなされていないのではないのでしょうか。

せんだって、敷根で市民対象の説明会が市の主催でございましたけども、市民は僅かでした。議員の数のほうが多かったわけで、これは下田市の責任であると思っております。いかにこのごみの問題が市民に浸透していただけるかという努力が足りなかったのではないかと思っております。ということは、市民の皆さんが焼却場に対してそういう認識でいると。統合してもいいのではないかと、したらこういう問題が出るというのを、市のほうではやはり市長と語る会だけではなくて、提示していかなければいけないと思って、今回はこの提示をさせていただきました。

議員の皆さん、反対であろうと賛成であろうと、とにかく議論をいたしましょう。その結果を、どう出るか分かりません。これはもう良識ある市民が、その結果をどう感じるかということだと思えます。そういう経過で私も提案をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） まず2点ほど、質問をさせていただきたいと思えます。

記以下の調査事項ということで、1市3町の広域ごみ処理計画に関する事項。全体的なこの記載の仕方でございますが、これまでの下田市におけます特別委員会ですと、当局の提示された具体的な基本構想であったり、計画、また設計図面に対する特別委員会の設置であったと私は記憶しておりますが、現在、提出者のほうでは、ここに指す広域ごみ処理計画とい

うものは、令和3年2月19日、行政報告の中であった計画という認識でいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それに関係しまして、調査の対象でございますが、まず広域化についての調査であったり、処理方式を含めた調査、また費用費の費用負担割合についての調査、事業手法、これ一部事務組合であったりという部分でございます、の調査、また事業手法、公設民営、公設公営、民設民営といった事業手法、また、建設位置についての調査ということで、これらの調査を全て実施するとなると、相当の経費であったり、それに関する専門的な知識も必要となってくると思いますが、まず調査の対象をどこの範囲まで実施するのか、もっと言えば、他3町の状況まで調査するとなると、相当な量になると考えます。それに対する調査方法であったり、費用の考え方、おおむねのこの調査期間というものをお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 最初の質問をもう少しちょっと細かくお願いできますか、ごみ処理計画の関係。質問の趣旨をちょっと。

議長（滝内久生君） どうぞ。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 再度の発言になってしまいますが、これまで特別委員会であったり、常任委員会での調査検討というものは、当局が政策であったり、事業として作成したものに對して、それが適切であるかどうか、市民の福祉の向上に有効であるかどうかという観点で調査をしていたかと思ひます。今回の広域ごみ処理計画というものに対して、当局から議会側に提出があったものは、私が持つてゐる中では、令和3年2月19日の、これ、議会全員協議会で配付された行政報告の資料がそれに当たるのかと思ひますが、そういう認識でよいのか、お聞かせいただきたいと思います。1点目が。

2点目については、また必要でしたら補足で説明させていただきます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 私の答えられる範囲で答えさせていただきます。

まず、市から頂いた資料を拝見させていただきますして、各町の焼却炉の着工時の工事費用、それから減価償却年数、それから1日の焼却トン数などなどを見させていただいて、他町はまだまだ余裕があるな、下田もまだまだ燃焼には余裕があるかと思うんですけども、そ

う中で下田が経年劣化含めて寿命が来ているということで、他町に声をかけて、他町は正確な情報整理というのが、これ、資料請求で市当局は私たちに開示をしていただけていません。他町との交渉経過、どういう交渉をして1市3町が統合される流れになりましたという交渉の経過は僕らには提示されておられませんので、私としては環境、排ガス含めて、そういうものを含めての検討をして、市民がどういう影響を受けるのか、受けないのか、そういうことも含めて、とにかく議員の皆様が意見を出し合って、結果はどうなるか分かりませんが、とにかく議論をすること、それを市民が確認をして。委員会ですと何を話されてるのかというのは分かりませんので、こういう全員協議会の中で討論することによって、議会はそこまで議論をして結論を出したということが市民の目に分かるようにということで提案をさせていただいています。

調査の対象ということなんですが、基本的には他町との調整で、どういう形で協力していただけるのか。それから逆に言うと、新しくここに敷根に、隣接するところに焼却炉を運営しながら隣接したところへ建設するという説明でございました。これが可能かどうか、私にも分かりませんが、そういうことも含めて、それが例えば逆に、仮定の話になりますけど、焼却場ができてから、中学校、こども園、住宅街ができたんだよという説明なんですが、じゃあしからは、これ、市長さんにもお伺いしたいんですが、何も無いところに中学、こども園、住宅があるところに、さあ、今から焼却場を造りますと言ったときに、果たしてあの敷根に建てる論法が成立するかということですね。ですから、そういう意味では、ある意味ではゼロからの発想で私は提案させていただいて、周りの市民の方たちが安全で安心な毎日が送れるようにということで検討をされたらどうかと。それに対してどういう設計で、どういう予算をつくるのかというのは、これはまた別の問題になると思いますので、自分としてはゼロからスタートで考えていきたいと。今まで資料は頂いておりますけども、それはそれということで、議員として率直な意見を交わせないだろうかということで提案をさせていただいたわけです。

議長（滝内久生君） 1番議員に伺います。質疑意図に沿った回答でしょうか、伺います。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 私の解釈の中で、このまま進めさせていただきたいと思います。

じゃあ再質問ということで、御答弁いただきまして、ゼロから皆さんで協議する、議員で協議するというので、私の中では、これまでの委員会であった当局の計画に対する、ちょっと言葉の使い方は難しいんですが、批判というか、そういうのではなくて、特別委員会と

して事業手法から建設の場所、また焼却方式含めて、ゼロからこの特別委員会がつくっていくという認識で理解させていただきました。

再質問というところで、あともう一点、今回、特別委員会を設置ということでございますが、議会の権利ということで、地方自治法98条の検査権、また同法の100条の調査権というものがございますが、この委員会は、この2つの法に基づく権利を使って調査を進めていくのか。それとも通常の常任委員会にある所管事務調査の中で、この特別委員会が調査を進めていくのか、確認させていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 基本的には委員会の中での討論と調査ということで、必要であれば当局が判断をして、アドバイスをさせていただければと思いますけども、取りあえず議員の中で選任された8名の方が市民の思いを、日常から耳にしていると思いますので、反対、賛成を含めて整理をしていければと。その結果として当局に提案できればと思っておりますけども、とにかくこのまま異議なしでいくというのはいかなるものかということで、もう一度、賛成、反対を含めて話し合いをしていただきたい。それには委員会をつくっていただくのが一番いいのではないかとということで提案をさせていただいたわけです。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 基本的には所管事務調査の範囲の中でというふうに私は理解させていただきました。当然、所管事務調査となりますと、広域ごみ処理計画、環境対策課所管ということで、産業厚生委員会所管となります。私の認識では、産業厚生委員会の所管事務調査の中で、このテーマについて調査していけばいいのかなと考えますが、あえて特別委員会を設置して、この事項を調査するといった提案者の考えについて、最後、質問して終わります。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） それは今日までの流れとして、このままですと12月の議会で予算が組まれて、前に進むような流れができると思います。ですから、その前にみんなの意見が集約して、結果はどうであろうと、市民、それから議員はこういう思いだよというものをつくり上げていきたいということで、私の頭の中では、12月の議会が1つのターニングポイントかなという考えでありますけども。その先、ゆっくり討議してもいいんだよということで当局が言っていただけるのであればいいんですが、何か流れは進んでるようですので、こうい

う提案をさせていただいたわけです。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 1点だけお聞きします。そもそもこの特別委員会設置に関して、今、佐々木議員のお話を聞いている限り、これは私見も含めてでございますが、この広域ごみ処理計画に対する反対をするための特別委員会なのか、その動機に関して、1点だけお聞かせください。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 先ほど説明させていただきましたように、賛成の方も反対の方も、とにかくもう一度、市民の目に見えるような形で討議しませんかと、それが毎日を精いっぱい頑張っている市民に応えることで、議員の義務ではないかと思っております。佐々木議員は反対なのかどうなのか、それをこの委員会では押しつけるつもりはございません。自分には自分なりの思いはございます。この時代の流れの中で、建物を建てれば30年、40年使用することになりますので、脱炭素社会で果たして今から新しいものを100億円もかけていいのかなという思いはありますけども、それと委員会での皆さんの意見を尊重するのは別の形で考えていって、それを判断するのはメディアを通して確認した市民の判断にお任せをしたいということで、この委員会の設置を提案させていただいたわけで、自分の考えをどうこうということは考えておりません。いかがでしょう。

ありがとうございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

御苦労さまでした、提出者は自席へお戻りください。

6番（佐々木清和君） よろしく御審議お願いいたします。

議長（滝内久生君） お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

10番（橋本智洋君） 私は、反対の立場で答弁させていただきます。

まず、そもそもこの1市3町のごみ処理広域計画に関してですが、基本構想のほうを策定中でございます。まだ協議もしていないような状況でございます。まず初めに、やはり首長、1市3町の首長がまず話をする、そしてコンセンサスを取ることが重要ではないかなと思います。住民の合意形成、これは個々の議員、そのほか産業厚生委員会の閉会中の審査、継続審査でやればいいのではないかなということを思いますので、よって、この特別委員会の設置は反対とさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

特別委員会の設置、いわゆる問題提起が起きたから、所管事項であるので産業厚生委員会で議論すればいいんだと、これはやはり違うのではないかと思います。そして、99条及び100条等は、具体的な疑問、疑義が当局の執行についてあるときに立ち上げると、こういうもんだらうと思うわけです。

この提案は、当局が令和3年2月19日に一定の方向づけを出しているわけでありまして。1市3町でやる、焼却方式でやる、現在のところでは建設費が106億円かかるんだと、令和9年供用開始をしたいんだと、マテリアルのほうは11年だと、こういう枠組みが既に出されているわけでございますので、それらについて十分に市民に二度ほど、議会等で指摘をされてやっと説明会を開くと、こういう状態であろうかと思うわけでありまして。内容がそういうものが出されているわけですので、その限りにおいて、議会が妥当なのかどうなのか。妥当であれば、それは議会としても多数の意見として当局に推進を求めると、まずい点があれば改正をしていただくような進言をしていくと、こういうことは当然必要な事項であろうかと思っております。

そして、この広域ごみ処理の問題が、ただ単にごみを処理するというだけでとどまらない、

大きなまちづくりに関する課題であります。しかも今回の内容は、下田市だけにとどまらず、1市3町全てに関係をしていくという重要な内容を含んでおります。しかも30年にわたる焼却を続けていくんだと、こういう課題を提案をしてきておりますので、広域化についても、平成30年の南伊豆町が提案した部分につきましては、1市2町であったと思うわけです。1市3町でよろしいのかと、東や河津はどうするんだと、いろんな意味を含めて、広域化がいいにしても、どういう広域化がいいのかと。果たして広域化することのメリット、デメリットはどこにあるのかと。こういうことは当然、課題になってこようと思いますし、常任委員会でやってできないとは言いませんけども、やはり特別委員会を持って、大きな関心を市民にも寄せていただくと、こういう効果というのは十分あるんじゃないかと思えます。

それから、一部事務組合で進めるということも決定しているわけですが、手法は一部事務組合だけではなくて、いろんな手法があることは確かであろうと、連携協定を含めて。あるいはPFIやいろんな形の経過を踏んできているわけですので、それらを再度検証をするということは当然必要であろうかと思えます。当局の提案は、それらの検証を踏んで一部事務組合方式でやるんだというようなことを提案してきてるものではないんじゃないかと、僕自身は経過から見ますと思うわけでありませう。

さらに、下田の立場として、場所が果たしてあそこでいいのかというようなことは大きな課題であろうと思えます。議会としてもきっちり住民の意見を聴取をして、議会として市民の意見を調べると、調査をすると、そういうことが必要であろうかと思えます。当局がアンケートを取って、当局が見解を聞けばいいんだというようなことではなくて、この課題は議会が直接市民にそれぞれの代表から意見を聴取すると、こういうことを実施すべき課題であろうと思うわけでありませう。

さらに、ごみ処理の問題は御案内のように、プラスチック資源循環法という法律がこの6月にできて、来年の4月から施行をされると、こういう段階になっていようかと思えます。分別収集をどのようにしていくのかと。今後いろんな形で国も法律を容器リサイクル法から始まった、あるいはダイオキシン法から始まったいろんな法体系でごみの処理の資源化を図ろうという、こういう動きが見え、CO₂を削減していこうと、気候変動に寄与していこうと、まさに全地球的な課題に関わる問題でもあろうかと思うわけでありませう。そういう問題に下田市議会が挑戦をしていく、研究をする、大きな意味合いが私はあるかと思うわけでありませう。

分別収集をどう進めていくかというのは、現在、当局からの提案も課題も出てきていない

わけです、残念ながら。それを議員としてどう調査をしていったらいいか、研修会をやったり、識者の講演会をやったり、やることは幾らもあろうかと思うわけであります。そういう内容を市民とともに進めていくという課題を前にして考えますと、やはり特別委員会をつくって調査研究をすると、自分の知恵の至らないところは、知恵のある人を呼んで指導を願うと、あるいは市民に講演会を開くと、こういうことが今、議会としても求められていると考えますので、ぜひともこの特別委員会は今の当局の提案に賛成の人も反対の人も含めて、一致点は、分別収集してごみを少なくしようという点については当局もどなたも反対する人はないわけですから、そこら辺の歩み寄ってできること、あるいは提案できることは十分あるわけですので、ぜひともこの特別委員会を発足させて、議会としての努力をすると、こういうことは必要ではないかと思って、賛成をするものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

11番 進士為雄君。

〔 11番 進士為雄君登壇 〕

11番（進士為雄君） 特別委員会設置を反対の立場で意見をしたいと思います。

今、現段階では1市3町、首長さんが、いわゆる基本構想を今、予算化してると思いますが、基本構想の内容を見て、正式な要するにいいところに走っていく段階であって、誰が見ても一般的に考えれば、1市3町でやるのが、要するにスケールメリットがあって、市民への負担が少なくなる、そういうふうに考えるのは普通の考え方ですね。そういう意味からすれば、1市3町で首長さんが今、いろいろ調べながら、やっと基本構想というところになってるかと思えます。

我々議員も本来そういう形のものも必要だろうし、先ほどの要するに賛成意見の中に、要するに調査していく中には、要するに予算というものも必要になってきます。それなりの要するに知識を持った人からレクチャーを受けたり、そういうことも必要になるかと思えます。それと同じようなことをやってるのも、また当局もやると。そういうことを考えていきますと、基本構想が出た段階で、要するに合意に向けての話になってくるかと思えますけれども、今の段階ではまだ構想の段階ですね。ですから、ある面ではこれから本当に実施していくというところまではいかないと、そういう面では、その構想が出て、どれだけのメリットだとかデメリットがある、もう必然的にそこに出てくるわけですから、それを待って1つの判断が下せるかと思えます。

先ほど、私、個人的に思ってるのは、この20年、30年、もっと言えば、それ以前にもうやるべきだと思ってたんです、分別収集なんていうのは。それとリサイクルなんていうのは、できるものからやっていくというのが当たり前のことです。そういうまちが、やはり自治体として誇れる話だと思うんですね。ばたばた、ばたばた、みんながやり始めたからリサイクルだとか、そんな話ではいかんと思うんですよ。ここは何かというと観光地なんですよ。観光地がごみに対して正面から向かっていかなかったら、要するに来るお客にどういう印象を与えるかということなんです。だからきれいなまちでこそ、初めてそれなりの観光地としてなり得る、そういうことだと思うんです。そのことに対して、実はやきもきしていたんですけれども、やっと1市3町の首長さんが清掃事務所を合同で造ることを考えようといった段階で、当然ながら一般質問でも出てますけれども、リサイクル社会になるのは当たり前ですよ。ですから構想の中にそれがなかったら、私は反対しますよ、これ、間違いなく。そういうことの計画というのは、これから構想の中に出てくるというふうに思いますんで、今、要するに特別委員会つくる必要もないと思いますし、それが要するにどういうものが出てきて、特別委員会でやるのか、常任委員会でやるのかという方向が出てくると思うんです。そういう面からしたら、特別委員会を設置するというのは、今の段階では時期尚早ということに私は考えます。

そういうことで、この要するに設置については反対ということで意見を述べさせていただきました。

議長（滝内久生君） ほかに討論はございますか。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 発議第4号 1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置について、反対の立場で答弁させていただきます。

私は、本事業の所管課であります環境対策課を所管する常任委員会の委員長でもございます。佐々木議員も沢登議員も進士議員も、そして質問をいただいた橋本議員も、この産業厚生委員会に所属しております。あらゆることをスピード感を持って実施していくためには、既存の組織を有効に活用していくことが重要かと考えます。

また、その委員皆様が、この広域ごみ処理計画に対して非常に高い意識を持ってられると私は感じました。

どうしても所管課、所管事項が2つの委員会に分かれていたり、1つの委員会に付託する

ことができない、そういった事項であれば特別委員会の設置も有効であると考えますが、やはりこの事案につきましては、常任委員会の委員長であります私の責任で、皆様としっかりと議論し、当局に政策等の提案をしていきたいと考え、本特別委員会の設置について反対の立場で意見を申し上げます。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、発議第4号 1市3町の広域ごみ処理計画調査特別委員会の設置については否決されました。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、今後の日程につきましては、明日15日から24日まで決算審査特別委員会の審査を、27日、28日に各常任委員会の審査をお願いし、29日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、18日から20日まで、23日、25日及び26日は休会といたします。

お疲れさまでした。

午後 4時40分散会